

平成23年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（12月9日）		
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
大田英勝君	6
川村武俊君	17
喜村政吉君	29
坂元克英君	38
議案第42号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	48
議案第43号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第44号 与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第45号 与論町総合運動場夜間照明施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第46号 結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第47号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第48号 与論町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第49号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	59
議案第50号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）	61
議案第51号 平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）	71
同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	72
同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	73

同意第 5 号	与論町教育委員会委員の任命について	74
議案第 52 号	与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・多目的屋内運動場・B & G 海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について	75
議案第 53 号	奄美自治会館管理組合の解散について	83
議案第 54 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	84
議案第 55 号	奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について	85
散 会		86

第2日（12月15日）

陳情第 18 号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情書（総務厚生常任委員長報告）	91
陳情第 15 号	西賀補呂農道舗装に関する陳情（文教経済常任委員長報告）	92
陳情第 17 号	与論町家畜市場繫留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情書	92
陳情第 19 号	瀬呂加線農道 1 号の舗装について	92
発議第 13 号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか 3 人提出）	94
閉会中の継続調査について		96
閉 会		96

平成23年第4回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	日 程
12	9	金	本会議(開会、一般質問、議案審議)
	10	土	
	11	日	
	12	月	委員会
	13	火	委員会
	14	水	予備日(議事整理日)
	15	木	本会議(閉会)

平成 23 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 23 年 1 月 9 日

平成23年第4回与論町議会定例会会議録
平成23年12月9日（金曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第42号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第43号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第44号 与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第45号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第46号 結園公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第47号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第48号 与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第49号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第50号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）
- 第14 議案第51号 平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中満良）
- 第16 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野展秀）
- 第17 同意第5号 与論町教育委員会委員の任命について（山元宗）
- 第18 議案第52号 与論町砂美地来館・総合運動場・結園公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について
- 第19 議案第53号 奄美自治会館管理組合の解散について

第20 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

第21 議案第55号 奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について

2 出席議員（11人）

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
6番 本 畑 敏 雄 君	7番 坂 元 克 英 君
8番 喜 村 政 吉 君	9番 野 口 靖 夫 君
10番 麓 才 良 君	11番 大 田 英 勝 君
12番 町 田 末 吉 君	

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

町 長 南 政 吾 君	副 町 長 川 上 政 雄 君
教 育 長 田 中 國 重 君	総務企画課長 元 井 勝 彦 君
会計管理者兼会計課長 佐 多 悅 郎 君	税務課長 猿 渡 ケイ子 君
税務対策監兼収納対策室長 池 上 成 孝 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環境課長 福 地 範 正 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建設課長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水道課長 池 田 直 也 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） ただいまから、平成23年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番川村武俊君、10番麓才良君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定の件

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告があり、また、監査委員から平成23年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成23年度財政援助団体等に対する監査の結果報告及び平成23年度定期監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配布しておりますので、お目通しください。

また、平成23年第3回定例会において議決されました「日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書」、「川内原発増設計画の中止などを求める意見

書」、「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」、「ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書」、「『離島振興法』の改正・延長を求める意見書」、「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書」については、国会及び関係行政庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第101号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（町田末吉君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番、大田英勝君。11番。

○11番（大田英勝君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○11番（大田英勝君） 町長におかれましては、先の町長選での4選達成誠におめでとうございます。遅ればせながらお祝いを申し上げさせていただきます。

また、町長選後、早々に副町長選任も決断されたこと、そしてその人選についても適切、的確な判断をされたものと高く評価しています。久しぶりに再び最適な女房役を得て、さらにパワーアップするであろう4期目の南町政に、これまで以上の期待をするとともに、オールラウンドで豊富な行政経験を持つ川上副町長の登場により、役場内の雰囲気がどう変わり、どう活性化していくのか、副町長の卓越した手腕をどのように発揮されるのか興味深く見守ってまいりたいと思っています。とは言っても、執行機関の長と議会はそれぞれ住民によって直接選挙で選出される二元代表制の中では、独立対等の関係であり、相互に緊張関係を保ちながらも双方が島の発展のために存在するという共通認識を共有しながら、協力して町政運営に当たる責任を有しています。したがいまして、常に執行部への監視能力の強化を怠ることなく、是々非々をモットーに対応してまいりたいと思っています。私たち議会も昨年から議会改革の一環として、各校区での議会報告会の開催や委員会活動の充実等に積極的に取り組み始めております。6月の第2回定例会における議会基本条例の制定や、先の9月第3回定例会における全会一致での定数削減条例可決等、与

論町議会では個々の議員活動だけでなく、チーム与論町議会として議会全体の活動をどのように活性化させるかということを重要視するようになってきています。

このように、与論町議会の改革、活性化の取組は、まだまだ始まったばかりですが、町民の皆様方に信頼される議会、よく頑張っていると評価される議会を目指して、議員全員が危機感を共有し、一致協力して頑張ってまいりますので、町民の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、正に未曾有の大災害となった東日本大震災から早いもので、もうすぐ9か月。我が国の歴史から消えることのないほどの悲惨な1年もやがて暮れようとしています。私たち日本人は、あのときの想像を絶するようなあの光景を決して忘れてはならないと思います。のど元過ぎれば何とやらで、何でもしばらくすれば忘れてしまうのが人間であるにしても、それでも決して忘れてはならないと心に強く思っています。そして、今後地域の防災を検討するときは、あの光景を思い出しながら議論すべきだと思うようになりました。ここに改めて、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、日一日と元気を取り戻し、あらゆる困難を乗り越えて復興を成し遂げられることを強く願うものです。

それでは、平成23年第4回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 まず、津波対策について伺います。

- (1) 津波対策として町長は、何が1番大切だとお考えか伺います。
- (2) 東日本大震災の津波被害を受け、これまであまりなかった津波を想定した防災訓練が各地で行われるようになりました。本町においても早急に行う必要があると思いますが、見解を伺います。
- (3) 茶花地区においては先見の明もあって、要所に標高表示がされております。日頃から津波に際しての避難意識の高揚を図るためにも、町内全域に標高表示板を設置すべきだと考えますが、その計画はないか伺います。

2 次に、定期船の乗降環境の改善策について伺います。

- (1) 以前にもこの件は要望しましたが、高過ぎるタラップ問題を解消するためには、具体的にはどのように取り組んでこられたのか。また、改善の見通しはどうか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひします。

ただいまの御質問にお答えします。

まず、1の（1）についてお答えします。

我が国の災害史上、かつてない甚大な被害をもたらした東日本大震災から8か月以上が過ぎました。この度の震災は多くの方々の尊い命を奪い、生活基盤を破壊し、国民の心に大きな傷跡を残しました。官民挙げての支援により、復興への兆しが見えたとはいえ、今なお避難の日々を送り、仕事や生活再建のめどが立たず、苦闘を続けている多くの被災者がおられます。1日も早い再起を祈るものであります。

さて、去る4月27日に開催された中央防災会議において、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会を設置し、今般の東北地方太平洋沖地震による地震津波の発生被害の状況等について分析、今後の対策について検討がなされ、先般12回にわたる審議を経て専門調査会の報告が取りまとめられました。当報告書によりますと津波から安全に避難するためには、早期の避難が重要であることや津波の襲来を予想していない人でも、周囲の声掛けにより避難したということが明らかになっています。このことから本町においても、今後津波が襲来することを想定し、どのように住民に早期避難の重要性を理解してもらい、安全な場所に避難してもらうかが重要であると考えています。

次に、1の（2）についてお答え申し上げます。

先般11月27日ですが、気象庁名瀬観測所の指導を受け、津波を想定した防災訓練を計画していましたが、町内行事との調整等がつかず、やむなく延期をしたところです。今後実施に向け、早急に検討していきたいと考えています。

次に、1の（3）についてお答えします。

茶花自治公民館においては、茶花自治公民館主催防災会防災部を設置し、積極的に各種事業を展開されているところであり、その先見性に心から敬意を表する次第です。なお、東区自治公民館においても、同様に自主防災会防災部が設置されていますが、24年度に一般コミュニティ助成事業を導入し、表示板の設置を計画しています。

御指摘の件につきましては、今後各種補助事業の活用を含め、自治公民館連絡協議会とも連携を図りながら、検討していきたいと考えています。

最後に、2の（1）についてお答えします。

現在、運航されている定期船は、自動乗降設備として、クイーンコーラルプラスには左舷側にエレベーター、フェリーあけぼの、波之上においては右舷側にエスカレーターが整備されています。しかしながら、当日の気象条件等によっては、右舷接岸ではなく左舷接岸となり、客室・甲板まで行くのに多大な不自由を強いられるという事実があるため、会社側へバリアフリー法の趣旨に合うよう、自動乗降設備

が利用できるようにしてもらいたいと要望してきました。

できることならば、左舷、右舷側に自動乗降設備があることが望ましいことから、今後も両社へ利便性の向上対策を強く要望してまいります。

また、名瀬港のようなボーディング・ブリッジの設置は、現在のところ計画はありません。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 答弁にもありましたように、安全な場所への迅速な避難、これがやっぱり大事ではないかと思います。私も逃げるが勝ちだと思っています。大自然の猛威には、いかに立ち向かってもやはり太刀打ちできない、それが基本であり、避難が1番だと思います。また、3月の大震災のときの映像を見てもとてもじゃないですが、あれは人間業では太刀打ちはできない、そのように思っています。逃げることが本当に基本だと思っています。そういう意味でも、先の防災センターの設置場所を変更し、現在のところに建設することにしたのは、非常に正しい判断だったのではないかと思っています。

実は、最近インターネット上で、「安全な高台か便利な階段か、明暗を分けた選択」との見出しで、次のような文章がありましたので、紹介してみたいと思います。その後、町長、そして初登場ですので副町長からも、そして担当課長であります総務企画課長から、感想をひと言ずついただければと思います。

東日本大震災で、かつての津波の教訓で高台に移転した集落は被害を免れ、海岸に残った町は壊滅した。復興策として政府も検討を始めた高台移転。十数年に一度の災害に備え、不便な高台に住み続けるのは簡単ではない。岩手県大船渡市三陸町綾里の白浜集落。付近は標高23メートルまで津波が駆け上がったが、約200人が住む62戸の住宅は無傷で犠牲者もいなかった。1933年の昭和三陸大津波を機に海岸から高台に移転していた。民宿経営の（熊谷ショウゴ）さんによると、当時未明の暗闇を襲った大津波で住民211人のうち62人が死亡、家屋はほぼ壊滅、生き残った人々は、高台に唯一残った家にすし詰めになって暮らしながら、そこより上に集落を再建することを決めたという。再興し次世代が育ってもいろりを囲んでも子らに話すのは津波の恐怖。「谷底に住めば毎日の漁は楽になる、でも80年間誰も戻ろうと言い出さなかった」と熊谷さんは言う。白浜集落と反対に、60年のチリ地震津波で50人が亡くなった大船渡港周辺の中心市街地は、被災地に町を再建、今回はここを中心に市内で約500人が死亡、安否不明になった。港近くで雑貨店を営んでいた男性は、「津波は覚えていたが怖さを忘れていた。みんな便利な所に住みたかった」という。長年にわたり、緊張を維持するのは難しい。93年の北海道南西沖地震の津波で多くの犠牲者が出て北海道奥尻島。かつて島の過半数

が参加した年に一度の防災訓練は、今は2割前後の参加となった。東北大の今村文彦教授・津波工学は2004年のインド洋太平大津波以後、スリランカで政府が海沿いの建築を禁じたが、今は市場もできて元通りになった例を指摘。海岸に住みたい人はリスクを十分に知らせた上で、自分で決断してもらう仕組みが必要だ。それが、津波への緊張感を長持ちさせる手段になると話したとありました。お聞きになっての感想をよろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの議員の朗読についてですが、そのことについては、非常に今こうだと答えるのは非常に難しいところがありますね。私自身の、あえて今の現状についての個人的な考え方を申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、やはり日頃の生活を中心なのか、いつか来る大きな災害を中心にするかというのは、非常に各々おかれている立場でいろいろと違うと思いますが、ただ一つ大きなことは、地震が来るよということで動く人間は考え方によって、免れる可能性がありますが、財産、その他の動かすことができない財産等について、どのように守るかというのも考えた方向性でやっていかないといけないのではないかと考えているわけです。ただ、先ほどお言葉の中にもありましたとおり、月日が経てばその怖さを全部忘れてしまうと。のど元過ぎれば熱さを忘れてしまうという、これは人間の常でありますと、それをどのように継続して、言い伝えていくのかというのが、一番その方法を練るのが1番重要ではないかと。与論の地形を考えた時に、今までの歴史からいきますと、近いところでも起こる可能性があるということで、15分以内では大体どのぐらいまで行けるか、日頃からの考え方についても、またいろんな角度から各々の立場で、いざというときに逃げる場所を考えておくと、家族でまた語らっていくということも町民に啓もうしていく必要があるのではないかと。いろいろまとまった考え方を申し上げられないわけですが、そのまとまった考えを、今総務課の方でいろんな角度から今までの、また今度3月の体験も含めて、また昔の私ども琉球諸島にも大きな74メートルの津波がきたという言い伝えもありますので、そういう意見も考えた上で、町民に啓もうしていく資料をまとめようということで、今進めているところです。是非、いろんな角度からの御指導をいただいて、どうするという考え方を町民の総意で決めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 先の3月の震災で、その避難という大事さを確認した人たちがかなり命が助かったという教訓があります。昔から貧しい田舎でも楽しい暮らし

というふうに言葉がありますが、私どもはややともしますと利便性を求めがちになりますが、こういった教訓を生かしながら、不便であってもそれぞれ知恵を出し合い、そしてお金を出し合って、より安全性を求めていくような体制づくりが、今後一番大事になっていくのではないかと思って、そういった安全社会をつくるような社会体制、そして命を守る安全確保というのをまず第一に考えて、これからいろいろなことをしていかなければならぬのではないかと考えています。

○議長（町田末吉君）　総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君）　町長、副町長が御答弁したとおりであります。津波には安全地帯はないという言葉がございまして、先般の3・11の地震のときにも与論町にも警報が発令されました。とにかく、発令されたらすぐ避難するというのが一番だと思います。また、今後、津波の危険性、あるいはまた、どうしたら津波が起こるのかという、そういったもの等のビジョンを作る中で、そういったものを町民に知らしめて、地震の怖さというものを周知する必要があろうかと思っています。とにかく、津波には安全地帯はないということを町民に訴えていきたいと考えています。

○議長（町田末吉君）　11番。

○11番（大田英勝君）　この判断とかいうものに、何が正しいかは誰も言えないと思います。結局、最終的には、個人個人がどう判断して、どういう価値観でやっていくかということになると思うのですが、それでも、ただ個人に任せればいいだけではなく、やはりその地域として、行政として、町として、ある程度の枠組みをして、それでもいいという人でもやはり助け上げていかないといけないのが、そういったことも大事ではないかと思います。ひとつこういう事例もあることを常に頭の中に入れながら、いろいろなことを進めていくことをお願いしていきたいと思います。

先ほども町長の感想の中にもありました、公式な記録には載ってないようですが、八重山地震津波というのがあったというような伝説みたいなのがあります。そのときには1万人ぐらいの人が全域で亡くなつたと言われております。石垣島に旅行で行ったことがあるのです。とにかくこっちの海岸から向こうの海岸まで波が渡っていって、根こそぎ山だったのだが、今はこうして平地になつていて。それぐらい洗い流されたんだというような伝説も残つてゐるという話を聞きしました。とにかく、日本中至る所で地震発生の可能性があり、大きな津波の発生の可能性もあるということ、確率の問題はあるでしょうが、そのようなことを常に頭に入れながらやっていく必要があると思います。

それから、あと一つだけ文章を読んでみたいと思います。

「過去の津波で高台移転。また、被害21地区、標高不十分」過去の津波で高台に移転したのですが、その移転した中でも、また21の地区は被害を受けたというようなことです。明治、昭和の三陸地震などの津波災害をきっかけに高台移転した岩手、宮城県内の30地区のうち、東日本大震災でも被害に遭った地区が21に上ることが分かった。10日にあった国の中央防災会議の専門調査会で、内閣府が明らかにした。移転先の標高が不十分だったことが原因とみられる。専門調査会は津波被害の軽減に向けた最終提言を秋にまとめる予定。この日の会合では、津波に強いまちづくりについて検討した。明治三陸1896年、昭和三陸1933年、チリ1960年の各地震による津波で高台移転した30地区を検証。今回の震災で、うち21地区で住宅が流されるなどしていた。専門調査会は、移転先が標高10メートル前後の地区が多かったと分析する。

以上のような文章であります。結局、このように高台移転はしたわけですが、標高が不十分だったということです。それぞれの地区でいろんな事情があったと思いますが、ですから、一概にどうこうは言えないわけですが、高台移転をするときには、ある程度の高さの確保が必要ではないかということを物語っていると思います。標高10メートルでは、やはり安心できないと、そういうことだと思いますので、参考にしたいと思っています。

次に、避難訓練についてであります、残念ながら計画が事情によって実施できなかったとの答弁ですが、ひとつ早急に計画を練り直してやっていただきたいと思います。地震の怖さを町民の方々にもずっと知ってもらうためには、津波の怖さをですね。津波に対するいろんな防災訓練ですとか避難訓練ですとか、津波というの怖いんだというのをずっと植え続けるために、繰り返し繰り返しそれについての対策をやっているという姿を見せることが、その怖さをずっと持続することになるのではないかと思います。ですから、例えば避難訓練も1回すれば事足りるではなくて、毎年でなくとも数年に1回とか定期的に忘れたころに必ず津波は怖いんだよということを、町民にも自分自身でも確認してやっていく必要があると思います。そのためにも、できれば3月のときの映像とかも何らかの形で確保しておいて、ときにはそれを多くの皆さんに見ていただくと。そういう具合にすれば必ずこれを伝えていくことができるのではないかと思います。そういった方法が大事だと思いますが、町長いかがですか。

○町長（南 政吾君） 是非、そのようにさせていただきたいと思っています。早急にこの訓練については早急にやりたい。それともう一つ、一貫したあれということよりは、例えば、学校とかそういうところはどこに逃げたらいいかという場所も一応検討して指示をするようにということで、教育長とも相談をしてやってきましたの

が、その訓練も是非やりたいと。例えば学校によっては、那間小、与論小、茶花小では全然地形的に違いますので、地形に合った避難の仕方。またあるいは、地震に対するやり方というのも考えた上で訓練をしていきたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） ただいま、学校の件が出ましたが、先般も和泊の国頭小でも津波を想定した訓練がされたという新聞記事が載っておりました。やはり、いざ何かがあったとき、例えば日中の授業中にそういう避難警報、津波警報そういうものが出てきたときに、やはりマニュアルがあるとそのとおりぱっと行動ができると思いますので、できるだけそういう方向で、何かあったらこうしなさい、こうするんだということを、あらかじめ決めておく必要があると思います。しかもそれを十分に事前に検討に検討を重ねて、より効果的な避難ができるようにやっていただきたいと思います。学校については、本当に特に小学校については、小さい子供ですのでそういうことが必要だと思います。通告はなかったですけれど、教育長からも一言この件について。

○教育長（田中國重君） おはようございます。これまで学校における避難訓練は、火災あるいは地震ということに対する訓練は十分なされてきていますが、毎年ですね。確かに今御指摘のとおり、津波についての避難訓練というのはこれまでなかったわけです。しかし、先般の校長会で、津波に対してどのように対応するかということで、いろいろ案を前もって出すようにということで出させて、それに基づいた論議もしたわけですが、やはり今さっきもありましたように、授業中あるいは登校中、下校中、校庭で遊んでるとき、いろんな場を想定し、そしてそのときに1番近い安全な場所はどこかと。しかも家族と一緒にないといろんな不都合も起こりますので、それぞれの場において、しかも家族との連携が取れるような形での避難の対策を講じて、それを徹底的にそれぞれの子供たちに周知させ、行動できるような対策を講ずる必要があるということで話し合っておりますが、はやりこれは学校だけではなくて、地域挙げての避難訓練が大事だろうということで、先ほども町長からありましたようなことで、全町民挙げての訓練を今後していく必要があると思っています。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 先ほどの町長の答弁の中での家族の中で話し合うという一言がありました、これも非常に大事なことだと思います。いざ、こういった災害が起きたときには、離れ離れになるということが非常に予想されるわけです。それぞれそのとき、その瞬間にはみんな一緒にいるときもあるでしょうけれど、いないときの方が多いと思います。例えば1人は会社、1人は畠、1人は家とかいろんな形で離れ離れのときに、災害は一瞬にして起こるわけで、できればそういうた

ときに、いざというときに離れ離れになったときは、どういう具合にして合っていこう、また何かのときには、こういう形でお互いの安全を確かめ合おうという具合にその家族なりに家族に合ったような形での取り決めというものも必要ではないかと思います。その辺もいろいろな防災対策、そういったものを計画したりするときには、そういうことの周知等も盛り込んでいただければ有り難いと思います。

それでは、標高表示板についてですが、茶花地区においては、あちこちに海拔何メートルということで表示がされているということで、何の気もなしに私たち見ていたのですが、こういう大津波があつてから、これは大事なことなんだなということを改めて思い知らされたような気がしています。先ほど、答弁の中では今後検討をしていきたいということでしたが、もうちょっと積極的に本当にやるんだという形の答弁がほしかったのですが、これは何とか検討してやっていただきたいと思います。そしてやるときも、できればここはまだまだ安心できない地区であるとか、少し安心できる、もっと安心できる、ここまで来たらもう大丈夫、大丈夫という言葉はこういったことではなのですが、そういった段階的なものが分かるような形で表示を何メートルから何メートルぐらいだったらこういう形の表示、それからまた何メートルから何メートルはこんな形という具合に、その安全の度合いが分かるような表示があれば、よりまたもうちょっと時間があれば、もうちょっと安全な所に逃げようとかということができると思います。津波の災害については、とにかくどこかに避難して終わりではなくて、もっと安全な所にという時間の余裕があればもうちょっと高く、もうちょっと安全な所にという、そういう考え方方が必ず必要だと思います。その方が、やはりこの頃は想定外という言葉が次々出てきているので、何メートルだからどういう警報が出たから、これでもう十分だということにはならないと思いますので、やはり時間があれば、より安全な所に逃げるということができるよう、この標高表示板については、是非やってほしいのですが、そのやり方についても、またそういう考え方でやっていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、1回逃げて、すぐ来るのか少し時間があるのか分からぬのですから、近いできるだけ高い所に逃げるのですが、そこで逃げてきたと安心だということでしたいのでは、またそれより更に高い波が来ないとも限らない。確かにおっしゃるとおりだと思います。そういう点もいろいろな指針の中で啓もうしていく必要が、いろいろなのを想定した上での指針としていく必要があるのではないかと考えています。ただ単に逃げればいいという形でやってしまうと、それが全てになるのもまた非常に問題があるということで、相当な計画をした上での指導をしていかないと、非常に問題があるのではないかと思います。

それとひとつには海拔何メートルという表示は、我々にも素人でもできるわけですが、ある程度ここは安全、どのぐらい安全、どのぐらいというその度合いというのが素人で決めていいかどうかという問題も。こっちは安全だと思ったからやつたらあれだったという可能性もあるので、その点は十分検討した上でしか表示はできないのではないかと思います。ただ海拔何メートルという形の中で何メートルあればいいというのは、周りの大人とか、いろいろな方々の指導者にいろいろな形で啓もうしていく方法しかないのではないかと、今素人考えですが、思っているのですが、その点も含めていろいろと専門家とも指導を受けながらやっていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） もちろん表示する方がこれは安全だということは限定はできないと思います。また、そういうことを申し上げているわけでもありませんが、とにかく例えば、ゼロから10メートルぐらいだったらもうちょっと赤い感じの表示をするとか、10から30ぐらいまでは黄色みたいなものをするとか、何となくそういうことをここは安全だというものではなくて、数字プラスそういう色分けである程度何となくだんだんだんだん安心が高まっていくというぐらいの、またそういうことで説明すればそれで済むのではないかと思います。そういう意味で申し上げたところです。じっくり検討されて、またそれはやればいいことだと思います。

先ほど、あと1つだけ紹介したいのがあったのですが忘れておりましたが、東京大学名誉教授の畠村洋太郎という先生の著書に「失敗学のすすめ」というのがありますて、この中で失敗情報は伝わりにくく、時間が経つと減衰することを岩手県三陸海岸における土地利用の例で紹介したいので、ちょっとだけ文章がありますが、「三陸海岸の町々を注意しながら歩いてみるとあちこちに津波の石碑を見つけることができます。大規模な津波が押し寄せる度に造られたもので、犠牲者の多かった古い時代の石碑は慰靈を目的にしていました。その中には、教訓的な意味合いを込められたものもあり、波がやってきた高さの場所に建てられ、ここより下には家を建てるなというたぐいの言葉が記された石碑も少なくありません。上の写真を見てください。この石碑にはここより下に家を建てるなと書いてあるのに、そのすぐ下に家が建っているのです。日々の便利さの前には、どんな貴重な教訓も役に立たないことを物語っています」と書かれています。

これが最初で申し上げたことにつながるわけですが、冒頭に紹介いたしました白浜集落では、大体、津波の恐怖ということを子々孫々に教訓として伝えて、それを80年間しっかりと守ったがゆえに助かったと、そういった例だったと思います。ところが、これをずっと守り続けるということは、やはり至難の業であって、1年、2年、5年、10年過ぎれば、どんな災害、どんな悲惨なことも忘れてしまう。人

間は、忘れてしまうからこそ、また生きておれるのかもしれません、そういう習性があるみたいですね。そういった中でも、やはり常にこういったものを忘れないで、何とかして伝えていった、そうすれば子や孫が助かったということにもつながるので、やはり教訓にしていきたいと思います。

それでは、高過ぎるタラップについてちょっとお願ひしたいと思います。右側にエスカレーターが付いているということだったのですが、それがエスカレーター側で接岸していない例も数多くあるということですが、大体、そのパーセンテージとかは分かっておりませんですかね。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 現在、ここでは何パーセントというのを今即答できないと思いますが、それは運送店とか、またそういうのを調べれば分かると思いますが、追加して申し上げたいのですが、なみのうえとそれからフェリーあけぼのですね、この2隻は右側の方に付いていまして、それで沖縄の那覇港とそれから沖永良部の和泊港とは、主に右側で接岸しているのです。しかしながら与論の供利港あるいは茶花港、それから伊延港、それから徳之島、それから名瀬港は左舷接岸が多いという実態ですね。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） ほかの港についてもどうか聞きたかったのですが、今お答えがありましたので、ありがとうございます。このせっかくエスカレーターを設置して、いい具合に新しい船ができているのに、それができないという理由はどの辺にあるのか皆さん考えられたことはありますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、船は経営者と船長という立場がありまして、船長の意見が圧倒的に強いということなのです。このバリアフリーが解消されるというのは、両舷にエスカレーターを付ける以外にないのではないか、船長は一人がずっとその船長でもない、船長はショッちゅう代わるし、結局、この国の補助制度の中にやっぱり両舷に付けるという形をお願いする以外にないのではないかと、いろいろ問題も出ているところの首長さん同士で話をしているのですが、まだ1回も国の方にはそういうあればしてないのですが、一応バリアフリーということで国からはそうしなければならないということで、バリアフリーの対策をしていると船会社側はおっしゃるわけですけれども、実際は両方しないとそれが実現できないという形になっている状況です。その点では、両方にやはりどっちに接岸しても使えるような形のものを国にお願いをしていく方法が1番近道ではないかと思って、そのようにまた、各島の首長さんとも相談してまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 今の答弁が1番最高だったと思います。両舷にエスカレーターを設置という言葉がいつ出るかと、町長の口からと。ずっと心待ちにしておりました。もし出なければ私が言おうかなと思っていたのですが、ありがとうございます。その方向では非進めていただきたいと思います。これは仕方がないことだと思います。天候のこともあるでしょう、気象状況、それから恐らく積み荷の状況にもよると思います。いろんな形でこう付けた方が仕事の効率が上がるとか、そこまでは申し上げたりしたことはないのですが、恐らく暗黙の中で私もそんなこともあるのではないか、会社としてもということも考えておりました。是非とも、これは本当に奄美群島内みんな高齢化高齢化で、私たちももう60歳になりました。まだ若いつもりですけれど60歳。私がこれを取り上げたのは8年前でした。そのときは、まだバリバリしながら気の毒だなと思いましたけれど、今は自分を気の毒だなと思いながら乗り降りをしています。是非とも、これは私だけでなくて、ほかの人も多く的人がそう考えていると思います。正にボーディング・ブリッジなんかここに付けることは不可能だと思いますから、そういうものがあるところの首長さん方は何となくそういう熱はないかもしれません、是非とも、ほかの島々の首長さん方が中心になって、御理解をまたそういったところにもいただきながら、是非ともこれは実現しないといつまでもこのままでは、せっかくすばらしいあんな大きな立派な船ができて、船が大きいがゆえにすばらしいがゆえにアワリをしたのではこれは何にもならんと思います。どうかその辺は、是非とも奄振の中でも、また考えるなり、いろいろな形、もうどんな形でもいいですから、何とか実現できるようにしっかりと取り組んでいただければ有り難いと思います。どうか最後に、そういうことでやるという力強い返事をもう1回いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 即行動に移したいと思いますので、頑張りたいと思います。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） よろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、11番、大田英勝君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

○1番（川村武俊君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。

まず、初めに今日世界で起きているデモは中近東、チュニジア、エジプト、リビ

アで革命となり、ネットを通じ全世界に広がりを見せております。アメリカにおいては最高資産家1パーセントを除いた民衆がニューヨークのウォールストリートを占拠し、シカゴ、ロサンゼルス、バークレー、ケンタッキーのルイズビルなど枚挙にいとまがありません。こうした世界的広がりには、ITの進歩があり、ネットを通じて人と人が不満や怒りを共有し、やがては連帶の波となり、全世界に波及しています。ITの革命児ともいわれたアップル社創業者の故・スティーブ・ジョブズ氏の言葉で、革命ともいわれた発想の源は、原点に返すことだと言っております。また、JRB日本リアリズム写真集団の機関誌の中に革命という語の本来の意味は、必ずしも古いものを捨て去り、新しいものをつくりだすことではなく、原初に戻るということです。過去の中に埋没した価値あるものを救い出し、現在、今このときの中に蘇らせるものが革命という語の真の意味であろうと記されています。3・11の大震災によって変わりつつある日本、もう一度原初に戻り考えることも必要ではないでしょうか。

2011年第4回定例会において先般の通告に基づいて質問します。

1 住宅リフォーム助成制度について

(1) 地域経済の浮揚策として、住宅リフォーム助成制度の活用を図っていく考えはないかお伺いいたします。

2 精神疾患対策について

(1) 今年7月に厚生労働省は4大疾病（がん、糖尿病、脳卒中、心臓病）に、新たに精神疾患を加えて5大疾病としたが、この精神疾患について、本町はどのような対策を講じていく考えであるか伺います。

(2) 全国的に企業等においては、仕事中だけに起こる現代型うつ病が問題となっているが、職場における精神疾患の増について、役場内ではどのような対策を講じているのか伺います。

(3) 精神疾患については、4大疾病と同様に早期の発見・治療が基本であるが、小・中学校でのこれに関する授業が重要であるといわれることから、本町でも学校の授業で取り入れていく考えはないかお伺いします。

3 TPP問題について

(1) 政府にTPP（環太平洋連携協定）交渉参加の撤回を求めるための全群島的な取組としては、署名活動が有効であると思うが、町長はその先頭に立って活動する考えはないか伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えします。

まず、最初に 1 の (1) についてお答えします。

地域経済の浮揚策については、各種公共事業の導入など最重点施策として、鋭意取り組んでいるところです。御指摘の住宅リフォーム支援制度は、住宅リフォーム推進協議会や住宅リフォーム・紛争処理支援センターが窓口となっており、各種リフォーム工事や事業の制度などについて対応しており、インターネット上でリフォーム支援ネット「リフネット」が御案内しています。

その主たる内容は、省エネリフォーム、耐震リフォーム、バリアフリーリフォーム、防犯リフォームなどがあり、より安心で省エネ、高齢化対策面のケアの一環として行われている事業です。その他、工事費の融資、住宅減税等の優遇措置もありますが、今後、町の財政状況を考えながら慎重に対応し検討していくたいと考えております。

次に、2 の (1) についてお答えします。

厚生労働省は、うつ病や統合失調症などの精神疾病をがん、脳卒中、心臓病、糖尿病等に並ぶ5大疾病と位置づけ、その重点対策を進めていく方向性が、去る7月の社会保障審議会医療部会で了承されたと聞いています。

また、年内をめどに国のガイドライン指針が示され、それを基に都道府県が地域医療の基本方針となる保健医療計画の策定、見直しを行うとのことです。

患者数の増加が顕在化している精神疾患に係る対策は、本町においても、今後重点的に取り組むべき行政課題の一つと認識しているところです。

患者を減らすための予防策や町民に対する啓発活動、病の早期発見・早期治療のための医療機関等との連携やネットワークの強化、マンパワーの確保など、今後とも必要な施策、対策をしっかりと進めていく所存であります。

次に、2 の (2) についてお答えします。

御指摘のとおり、地方公共団体の職員を取り巻く環境が刻々と変化する中、メンタルヘルス不全職員は年々増加傾向にあり、その対策はますます重要な課題となっています。本町におきましても、労働安全衛生法に基づき職場生活における安全と健康を確保するため、職場健診（結核検診等です。）、人間ドック助成、保健指導等を実施しているところですが、心の健康問題については、心の健康の客観的な測定方法がない、ストレスに対する反応の仕方や程度は大きな個人差がある、ストレスは認知（無意識的あるいは意識的な受け止め方によるわけですが）により変わる、心の健康問題は周囲の人に理解されにくい、心の健康を理解し対処できる専門家が多くな、心の健康問題はその人の人格を否定する形で評価される傾向が強い、などの特殊性を抱えていることから、慎重な対応が必要となっております。

現在、役場における対策としては、本人の能力と職場のミスマッチ解消のため、

職員個人からの自己申告や管理職による勤務評定等により、必要であれば配置転換等を行い、職務の軽減等を図っているところです。

今後、職場における心の健康づくりについては、本人のセルフケアはもちろんのことですが、職場全体で考えていくことが重要になっていることから喫緊の課題と位置づけ対応していきたいと考えています。

次の2の(3)については、教育長よりお答えします。

その次に、最後に3の(1)についてお答えします。

新聞報道等によりますと、伊藤知事は11月29日に開会した県議会において、国が環太平洋連携協定交渉参加へのプロセスを始めることが自体拙速で誠に遺憾である。今後、交渉離脱も念頭に置いて適切に行動することなどを働き掛けていくとともに情報収集に努めると述べています。

本町の立場といたしましては、過去の関連の質問に対する答弁のとおりであり、一貫してTPP参加交渉断固反対、撤回を求めていくものです。

今後、全群島的な取組として署名活動など有効な手段の要請があった場合は、率先して行動してまいります。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、2の(3)についてお答えします。

お尋ねの趣旨は、小・中学校において精神疾患等に係る啓発のための教育活動が行われているかということであるととらえ、お答えします。

平成20年に文部科学省より示された体育教科の目標に「心と体を一体ととらえ、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」とあり、小学校3年生より保健の学習がなされております。

第3・4学年では、心身の健康の大切さを認識するとともに、毎日の心身の健康には、食事・運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活習慣が大切なことなどを学習しています。

5・6学年では、心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できることや病気の予防について理解させるために、大人や友達に相談する、適度な運動をするなどの方法があることなど具体的な対処方法についても学習を行っています。

中学校においては、個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることを目標としています。具体的には、欲求やストレスは心身に影響あること、また、心の健康を保つには、欲求やストレスに対処する必要があること等を学習します。

川村議員の御指摘のとおり、精神疾患も早期発見・早期治療が大切です。そのことを受けて、本町では乳児検診、1歳半健診、3歳児健診や就学時健診を実施し、

保護者と教育相談を行い、医療機関とも連携して早めの対応を行っています。

そして、就学前に学校医を含めた就学指導委員会を開催して、適切な就学先を決定し、各学校では特別支援学級担当及び特別支援教育支援員を配備して個別に指導を行っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この住宅リフォーム助成制度についてなのですが、ちょっと私の質問が間違っていたのではないかということで、期待していた答弁になつていないうような気がしているのですが、この住宅リフォームの助成制度というのが、この長野県や宮崎県、全国でもかなり各自治体のほうで行われておりますので、その例というのをちょっとこちらのほうで読み上げて、その後に質問をしたいと思います。

長野県長野市と長野県東御市の場合だと、10万円以上の工事に対して20パーセント、上限で20万円を補充するということで、市のほうで予算枠を1,000万円付けて行っているのですが、それに対しての工事希望が1億3,000万円で、やはり経済効果が8倍以上になっているということなのです。長野市の場合だと15万円以上の工事に対して15パーセントを補助する、これが上限15万円、予算額が5,168万円を予算化しまして、これで行われた工事希望が5億円に達し、やはり経済効果が9倍になっているという。こういった制度のことは私のほうは、質問の中でお聞きしたかったのですが、この質問の内容が助成制度ということにしたもので、御答弁の方がちょっとあやふやになったのではないかなと思います。

宮崎県の場合だと、26自治体のうち14の市と町が住宅リフォーム助成事業というのを実施しています。宮崎市の場合だと、一般住宅の改修費用工事の20万円以上の対象工事に15パーセント、上限15万円を助成するというもので11年度と2か年で助成枠を3億円設定しています。この中で10年度の実績は、858件の助成で工事総額が9億1,000万円となっており、交付額の1億円に対する効果が9.2倍にも、こういった波及効果があるということなのです。11年度分は受付が終了した5月の時点で申請が1,689件、工事予定額が17億5,000万円、これだけに上っていると。費用対効果が大体8.7倍になっていくのではないかということで、これだけの費用対効果があるということですね。ですから与論の方ででも、県の方でもそういった助成事業制度というのはできればいいんですが、なかなかこれが九州では佐賀県だけしかやっていないのです。鹿児島県でもやっていれば、それに合わせて町の方でできるのではないかと思いますが、まず、やはり県の方に要請していくにしても、やはり町の方で独自の事業として進めていただきたい、そのように思います。奄美では奄美市が初めてですね、この制度をとつてしています。奄美市の場合は、玄関とか、あと炊事場、風呂場、そういうのにな

今は限定して上限10万円、これをやっているということなのですが、かなりの経済効果があるということはお聞きしています。

町長いかがですか。やはりプレミアム商品券よりは、このほうが私は経済効果があると思うのですが、できれば抱き合せで家族的業者の方にも仕事が回りますし、そして町民のほうも助かる、こういった制度というのは町のほうで進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際、今与論町で住宅関係でやっているのは、保健福祉関係でバリアフリー関係を20万円が上限で、その20万円の1割を個人負担で、そしてその残りの90パーセントの50パーセントを国が、25パーセントを県が、25パーセントを町がという形で進めています。今議員がおっしゃったことについては、例えば玄関とか、そのリフォームについてですが、これは今まで一般的に議論されてきたのが、税金を使うということでですね、交付金を使うということで、個人の家庭のリフォームに云々かんぬんという議論も相当あったわけですが、しかし国土省は、国の方で個人の自宅でも社会资本の一つだという見方で、それは十分に考えられるのではないかという見方になっているわけですが、ただ実際に財政的な面が非常に出てくるものですから、それをまた県や国が、例えば実際にできるかという、今奄美市がされているということですが、ちょっと勉強不足で奄美市は調べてないのですが、いろいろ奄美市のやり方も中で検討して、今後いろいろと検討はしてまいりたいと思っています。ただ今の財政状況で、このバリアフリー関係のリフォームと同じような体制が取れるということであれば、またある程度早くできる可能性もあるのですが、その辺もいろいろと勉強させていただきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） やはり本当にこの経済の活性化を図っていく上では、やはり斬新的な国とか県とかがやっている事業ではなくて、公共工事でなくて本当に町民の暮らしに役立つようなそういう事業というのは、やはりこの町でつくっていかなければ、なかなか地域というのは活性化していかないと私は思っているのです。やはり県を動かすにしても、まずは率先して町のほうがやっていかないとなかなか県ははいと言わないでしょうし。それで、こちらのほうに資料がございまして、九州では初で佐賀県が行っている県住宅リフォーム緊急助成事業というのが、制度がございまして、10月20日から進めているのですが、これはちょっと読み上げたいと思います。

この佐賀県が行っている基本は、マンションも含めた持ち家の一般的なリフォーム、増改築や内装工事、畳替えなどに対する助成で50万円以上の工事に対し、工

事費の15パーセントを助成するというものです。その中に耐震改修、上限10万円、2つ目にエコ改修、3万円から5万円。3つ目にユニバーサルデザイン化1万円から5万円。4番目に県産木材使用が5万円。5番目に3世代同居が5万円。この5項目で加算助成できると、そういう制度をつくっているんです。この制度を基にしてこの県外の各市町村が、やはり上積み、併用をするという形で5万円から20万円の独自の助成事業をしているということです。かなりの経済効果があると聞いていますので、是非、まずは与論町のほうから始めて、それでもってやはり県に働き掛けていただきたい、このように思います。

また、議会としてもこういった働き掛けをしていきたいと思っています。町長、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおり、地域経済の活性化というのは、1番即効果の出る事業だと考えています。是非、また検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 次に、精神疾患対策についてでありますが、まず今回医療費が随分と抑制されて地方財政の負担金減がなされていると思いますが、額にして幾らぐらいの軽減になっているのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） すみません、ただいまの御質問ちょっと私、質問の趣旨がよく理解できないのですが。精神疾患の対策を進めていることによって、どの程度の医療費が削減できているかという御質問ですか。

[川村武俊君「全体です」と呼ぶ]

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） その点は私の方の質問不足だと思いますので、よろしいです。

今回、精神疾患がすごく増えているということで、やはりデータ的にうつ病を含む気分障害等の疾病は、年々増えています平成20年には100万人を超えていました。やはりストレスの多い社会を反映したことだと思います。この治療法としては、薬物治療とか患者さんとともに社会生活を営める方法を模索する精神療法となっておりますが、やはりこれには、症状により生活技能訓練や作業療法が必要なケースもあるということで、家族のサポートも欠かせないということが言われています。これは、イギリスの例ですが、自殺を大幅に削減したことに成功している例がございます。この内容が、この政策が家族支援の強化、これは無償で介護を行う家族への支援は国家の責任であるという考えに基づいて行われているのですが、

具体的にはソーシャルワーカーが発症初期の人や家族を訪問し、支援を提供する早期介入サービスや危機的な状況の人に対して専門家チームが積極的に手を差し伸べる危機介入サービス、こういったシステムを行うことによって、自殺の大幅削減に成功したという本当に國の取組としては、初の取組だということです。それで、本町としても、こうした本町独自の取組というのができないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 本町にとっては、それ以前の問題もございまして、専門の先生が常駐していらっしゃらないというあれがありまして、何回かその回数をお出でになる回数を増やしてもらえないかというお願いもしたことがあるのですが、本人の山本先生自体にも何とかできないだろうかという相談もしたわけですが、なかなか実現できないという悩みが一つございます。それと、今のその家族への支援体制というのが、私ども今まで何とか本当は常駐ですが、回数を増やすだけでもということで一生懸命やってきたあれで、そこまでまだ検討したことがございませんが、また、大浜病院のこともちょっと調べさせていただいてできることはもうやっていきたいと考えます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 町が直接かかわるというのは、なかなか難しいと思うのですよね、そういった団体、組織等はやはり一変していってですね、やっていくという方法があると思います。いかがでしょうか。そういったのをやはりこれから育てていくというのが、これから必要になっていくと思いますが、いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 検討させていただきます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） よろしくお願ひしたいと思います。あと、スポーツや芸術、こういった活動、あるいは地域の活動を通して、こういったことに対して対処しているという自治体が全国にはございます。やはり私たちのほうも、ただ健全な方だけではなくて、そういう方も対象にできるようなこういった取組というのは、やはり進めて行く必要があるのではないかと思いますが、そういう支援策というのを進めていくお考えはないでしょうか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そういう点、スポーツ、芸術面いろいろな面が今活発に行われていますので、それとの連携というのは案外できるのではないかなと思っています。今までそういうことを考えたことがないものですから、今後検討させていただきました

いと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 取組の方は、お願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。現代型うつ病についてですが、これは本当に全国の企業等で問題になっていまして、例えば、急に人事異動の際とか対外的な問題等で、そういったのがあって無断欠勤したりとかということが、かなり企業のほうでも問題になって、なかなか対処しきれないということが、企業内では起こっているということです。本町役場のほうではいかがでしょうか。そういった現象というのはござりますでしょうかね。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私ども役場においても、そういう問題がございまして、いろいろと内部で配置転換とかいろいろな対応をして、現在まで至っているわけですが、だから問題がありまして、今度これから予算をお願いすると提示してあるのですが、このメンタルヘルス不調による病気休暇取得者、当職員の職場復帰への支援実施要項を設けまして、人件費とかいろいろと補正予算を今回の議会にお願いをしているのですが、是非御理解いただきたと思うのですが、そのことについては、もう即行動を開始するという体制に入っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私がちょっと聞いた話なのですが、この現代型うつっていうのですかね、新型うつ病。通常のうつが自己責任で落ち込むのに対して、この現代型うつ病というのは、全てを他人のせいにしてしまうという、こういった逆行した形で起こるということで、なかなか対処法が難しいと言われています。社会が変化していく中で、人格の未成熟こういったのがあったり、発達過程をクリアせずに年次を重ねてしまったために、大人になりきれていない、こういったのが原因ではないかと専門家の方も言わせていまして、本人が気づかないとなかなか対処していくのがというような現状です。ですから、230人ですか、本当に与論町では1番の組織ですので、そういった中で、対策をきちんと講じていただきなければ今後ともやはり町政運営にしても問題が生じてくるのではないかと思いますので、是非ともきちんと進めていただきたい、このように思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） どうも本当にありがとうございました。即実行に移したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。この小・中学校におけるこういった精神疾患等にかかる事業についてですが、まず各専門家の方からそういう症状が、例えば、二十歳ないし30代、こういった中で発症してきたときに、まず気づくことが大事だということですね。ちょっとおかしいなと思ったら専門家に1回はかかる、こういったことが早期の発見、早期の治療ができる、社会復帰ができるこだと言われています。それで、1番大切なのが、そういうのに気付くということを小・中学校で勉強することが、学ぶことが1番重要だと言われています。もちろん、教育現場においては、先生方本当に大変だと思うのです。いっぱい、いっぱいでなかなかこういったことに手が回らないというのは実情だと思うのですが、そういう中で、外部の専門家の方を1年に1回でもお呼びして、こういった授業というのはできないかどうか、教育長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 確かに近年いろいろな子供たちにもLDとかADHDとか、あるいはアスペルガーとか聞きなれない横文字のついた臨床でいろいろ言われておりまして、いわゆる学習不適応児、この教科は非常に成績がいいけど、どうもこの教科の例えれば数値概念はなかなか受け取ってくれないというふうなこと。あるいは授業中、落ち着いてちゃんと席についていることができないと、いろいろな症状の子供たちが、本町においてはそれほど多くはないですが、全国的には非常に増えております。そういうことに対処し、それをなるべく早い時期に見極めて指導していくことが、これからまた新たな課題になると思いますが、そういうふうな専門家の方が来られたとき、あるいは県の方でもそのような研修もございますので、研修センターとかあるいは県教育委員会の主催行事の中で、こういったときにも積極的に研修に出させて、しかも帰って来たらまた職員にもそのことを伝えて、全員でそのことを共有していくことが、これから大事になってくると考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） きっちとした授業が受けられるような形でしていただきたい、このように思います。

次に移りたいと思います。TPPについてですが、これは前1回、私どもも質問をさせていただきましたが、この今の時期にまだまだやっていかなければいけないことがいっぱいあるなと思っています。ちまたの農家さんに聞きますと、例えば農家の保障さえしてもらえばTPPはしても構わないのだと、こういった流れとも一部では聞かれます。そういうことで、今回はもちろん農業も大切ですが、このTPPの中に入っているまず国民皆保険の問題と共済の問題、この2点を取り上げて、最後に今進められているこのTPPの日程と流れについて、ちょっと御質

問しながらその対策をどう講じていくのかをお聞きしたいと思います。

まず、この混合診療の問題なのですが、日本の公的医療保険では、医療の価格というのは公定されており、やはり営利病院が参入してもうまみがないというのが現状です。しかし、アメリカが求めているのは、この混合診療の全面解禁でありまして、保険外の自費診療を拡大して、価格を自由に設定して高い収益を確保する、そういう道を開きたいというのがアメリカの狙いであります。ですから混合診療とはどういったものかといいますと、保険診療、患者負担が医療費の1割か3割現在負担していますが、これを自費診療、全額患者負担、これを併用するということが、混合診療であります。ですから、やはり自費診療を組み合わせると、本来保険の保険診療である部分にも保険が適用されないという形になりまして、医療費全額が患者負担となっていくという、そういう危険な部分を持ち合わせているということで注目していただければと思います。

やはりこの混合診療の全面解禁、これは自費診療の存続を国が公然と認めることであり、医療の中に恒久的に保険の利かない部分をつくり出すことです。ですから、新たな技術や薬がいくら開発されても保険では認められない。ですから、気が付けばやはり自費診療ばかりで富裕層しか受けられない。お金を持っていなければ治療が受けられない。いくらいい薬が出ても、いい治療法が出ても庶民には受けられない。こういったことが、今アメリカで行われている所得によって受けられる医療に格差がある社会、こういったのが、今のアメリカの現状です。これをアメリカはしようとしているわけですね。

ですから、TPPというのは、はやりこういったことを含んでいるという、危ない部分を持っているのです。こういったアメリカの狙いというのは、いわゆる株式会社病院の参入をしやすくするというといった狙いもありますし、また、民間保険会社、これによって自由診療によってこれが参入できるという構図が出来上がる。こういうことがあるから、やはりTPPの中にこれを盛り込んでいく、こういった隠れたものがTPPの中には存在しているということです。

もう1つは、共済ですが、やはりアメリカでは、このTPPの中で今行っている助け合い共済制度、これの撤回というのをねらっているのです。それは、アメリカの保険会社が参入できやすいという構造をつくりあげていこうということが狙いであります。私たちは共済というのは、協同組合こういったのを母体にしたJA共済、あるいは生協共済のような助け合い事業、非営利で運営しているこういった共済ですが、例えばPTAの安全互助会や障害者、登山家、医師、商工団体など、様々な団体が生活を守るために運営しているのが共済です。

日本で活動しているアメリカの企業が約1,000社ございまして、それが在日

米国商工会議所ACCJ、法改定ですね、先がけた2003年、無認可共済、自主共済は遅滞なく金融庁及び保険業法の管理下に置かれるべきであるというのを、意見書を金融庁にもう提出してるので。もう本当に見え見えなのです。ですから、全ての共済事業者の民間と統一の法律と税金、基準及び規制監視を適用すると、このように要求しているのです。ですから、ほかの国が日本がこのように行っている助け合いの事業を、自国の企業の利益のために力づくで改定する、こういったTPPを許せば、私たちの命や暮らしを守ることができない、こういうことです。新たに農業ばかりでなくて、こういったのが裏に隠されたものが見えてきたということがTPPの現状であります。ですから、私たちはただ農業ばかりを言ってるのではなくて、こういった危ない面も出てきているのだということで、今後このTPPの日程と流れをしっかりと押さえて、これに対処していく。本当に全国的な取組をしていかなければいけないと思っています。それで、お聞きしたいと思います。やはり、今後の日程と流れについてであります、町長、腹をくくっていますでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 次の質問にもTPPの問題はあるわけでして、御質問受けた部分だけをお答えさせていただきたいと思いますが、確かにおっしゃるとおり、私ども特に鹿児島県においては、農業関係だけが突出して、ほかの面がもう非常に認識不足の点があるのではないかということです。先般の11月14日に町村長会があったんですが、TPPについては徳之島だけは、いろいろ決起大会をやったのですが、あの町村がやっていない。鹿児島県は知事が主宰して総決起大会を、たくさんの2,000名余り集まって、反対決起大会をやったわけでありますが、そのほかは徳之島でやっただけということで、非常に盛り上がりといいますか、本当の恐ろしさは認識してないのではないかという不安があるのです。そういう点も含めて私ども与論町は与論町なりに今後やっていきたいと思っていますが、先般の会合の中でもその点と、やはり全体でやる必要があるのではないかと、奄美全体ですね。ということで提案したのですが、なかなか地域によっては、乗り気でないところもありまして、まとまらなかつたのですが、平安会長には、是非それはやらないと大変なことになるよということだけは、くぎを刺してきたわけですが、今後また次のTPPへのことでもまたお答えさせていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 最後に、今後の日程がどのようにになっているかということの流れで、最終的に合意するまでにどういった過程があるかというのをちょっとここでお話ししまして、最後に私たちはどういう方向で進めていかなければいけないかと

いうのをお聞きしまして質問を終わりたいと思います。

今行われている、このＴＰＰで日本が交渉のテーブルに着くためには、現在参加している9か国の同意が必要であります。それで、アメリカ以外の国は政府が決めますが、アメリカは議会承認が必要になっていきます。ですから、日本についてはアメリカ政府が議会と調整、事前協議した上で政府が議会に交渉開始の90日前までに通告するという形で進められます。そこで、認められれば今度は参加国が最終的な合意に入ると、こういうことです。それをもって今度はどうするかというと、参加国が基準手続を取っていく。日本でしたらどういう手続が必要かというと衆議院の過半数が必要なのです。ですから、最終的にここでも否決をしていく、そういう地方自治体のそういった取組というのは、今後大いに必要なってくると思います。ですから、そういった流れに沿って私たちも奄美群島で力を合わせて、県全体でも力を合わせて取り組んでいかなければいけない、このように思っています。最後に。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） いまだ舞台に上がる下準備をしている状況であります、確かに議員がおっしゃった批准の衆議院の2分の1以上という問題、これが最終ラインになるわけでありまして、それに向かっては私どもとしては、もう徹底して反対をしていかないと批准される可能性がありますので、それを絶対阻止しないといかんという思いでやらなくてはいけないと思っています。また、そのようにやっていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 以上で、私の質問を終わりたいと思います。どうも、ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで、1番、川村武俊君の一般質問を終わります。御苦労さ

んでした。

ここで、しばらく休憩します。11時15分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、喜村政吉君に発言を許します。8番。

○8番（喜村政吉君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○8番（喜村政吉君） 1年が経つのは、誠に早いもので今年もいよいよ残すところ2

0日余りとなつてまいりました。この1年を振り返つてみると、3月11日の東日本大震災を初めとして、そしてまた原発事故、あるいはまた台風の災害、奄美の豪雨等、正に日本列島が災害に見舞われた災難の年ではなかつたかと思います。願わくば来年はすばらしい年でありますよう願いたいものだと思います。このような様々な出来事を考えてみると、正に想定外という言葉がありますとおり、いつ何時、人間の人知を超えた災害と様々 もろもろの出来事が起こつてくるか分からぬのです。そういう観点に立つたときに、我々は常に問題意識を持ち、そしてまた危機感を共有しながら、あらゆる問題に取り組んでいかなければならぬと考えています。

そこで、今正に国論を二分するともいわれておりますTPP問題についてです。賛否両論、各界各層におきまして、あらゆる議論が戦わされているわけですが、町長におかれましては、このTPP問題に対してどのように認識され、今までどのように取組をなされてきたのか、お伺いをいたします。仮に参加した場合、この本町にとりまして、我が島にとりまして、どのような影響が具体的に出てくるのか、そしてまた、その影響についてどのような対策を講じていかれるのかお伺いをいたします。

次に、農業ビジョンの策定についてですが、農業ビジョンの策定に至るまでの手順、すなわち問題意識、そしてまた進捗状況及び具体的実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えします。

まず、TPP（環太平洋連携協定）参加問題につきましては、先の川村議員への答弁のとおりであり、本町の農業はさとうきび、畜産を主体として経営されており、関税撤廃により経営が成り立たなくなります。最近の情報では農畜産物などの関税撤廃だけでなく、医療・金融・保険などサービスの自由化や国内制度の規制緩和・撤廃など、影響は24分野と広範に及び、国の姿・形が変わる恐れがあります。

10月22日に鹿児島市で開かれた環太平洋連携協定交渉参加に反対する県民総決起大会では、農業関係者や行政、商工、医療、建設、漁業、消費者団体などの賛同者2,200人が参加しまして、知事や県選出国会議員、各自治体の首長も参加し、交渉参加反対の総決起大会をしてまいりました。

本町の取組としましては、県農業会議と歩調を合わせ、農業委員会で、反対の署名運動を行つたほか、県選出国会議員への要請を行つております。また、12月16日に関係者や町民を結集し、町民総決起大会を開き、TPP参加断固反対の声を上げることとしております。

次に、野田首相は環太平洋連携協定（ＴＰＰ）への交渉参加に向け、関係国との協議に入るとしていますが、実質的な参加表明と見られ農村現場からは、失意と怒りの声が上がっております。

今後どのような影響が出てくるかは、今後の交渉の行方を見守るしかなく、政府は国民皆保険制度については、断固として、この制度を守るために交渉をするといい、美しい農村は守り抜くという抽象的な表現にとどまっており、具体的な対策は何も示されていません。また、このことに関する情報もマスコミ報道ぐらいしかなく、圧倒的に情報不足であり、交渉参加による影響は交渉次第であり不透明であります。

このような状況下において、政府や県選出国会議員等に対し、ＴＰＰ交渉参加は拙速であり、撤回すべきであることを、今後とも強く訴えるとともに、情報収集に努めてまいる考えであります。

最後に、農業及び関連産業ビジョン策定に至るまでの手順としましては、まずコーディネート役となる業者の選定を行い、ビジョン策定委員を選任後、委員会を3月の報告会を含め5回開くこととしております。

本業務の特徴としましては、1つ目に、与論町の特性を生かすこと（産業の現状に至る経緯を把握して、距離的に不利な条件、島の環境を生かした無理のない産業づくり）。2つ目に、それに住民意見を反映したビジョン作成（住民へのアンケート調査や聴き取り調査を生かした多様な住民参加による委員会形式でのビジョン作成）。そして、3番目に、ビジョンを実現する仕組みづくり（実現のための具体的な役割分担と工程表の作成）を行います。

進捗状況でありますが、20人の策定委員を選定後、11月7日に第1回目の委員会を開催し、業務内容の説明や今後のスケジュール説明の後、各委員へ現状と課題やビジョン策定に望むこと等の聴き取り調査を行いました。第2回目は12月5日に開催しました。内容といたしましては、委員への追加聴き取りと住民へのアンケート調査票についての意見交換、アンケート調査実施の際の役割分担を決めていきます。

今後は1月にアンケート調査の集計と分析、2月に産業振興に関するワークショップの実施、3月に報告会、次年度以降の役割分担と取組方法の検討をする予定となっています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） まず、ＴＰＰの問題についてであります、先ほど川村議員とのやり取りの中でもいろいろ答弁されましたので、あまりくどくどお聞きしても仕方ありませんし、特にまた、今国会の状況等が不透明であります、なかなかこの

答弁にもありますように、具体的にどのような影響が出てくるのか分からぬということです。情報不足だということですが、仮に農業問題に1番大きく声を上げて全国で運動を展開している農業団体とかが、各島々で新聞報道等によりましてTPP問題は常に新聞紙上にも載っているような状況です。正に総理大臣は、しっかりと守るべきものは守ると、国益はしっかりと守っていくんだということを訴えておられますが、そういう観点に立てば我々島における島の利益、正に島益、それをしっかりと守る姿勢というのは、明確に明瞭な形で打ち出していく必要があるのではないかと思います。こういう観点に立ったときに、非常に我が島、そしてまた奄美の取組状況は非常に遅いというか鈍いというか、そういう感じがしてならないわけですが、その点について町長はどのように認識されているのか御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全く、今議員の指摘されたとおりであります、ただいままで遅くなったというのが、第1これは奄美全体でやるべきか、各町村で個々にやるべきかといふいろいろな問題もあります、私どもの考え方としては奄美全体でやるべきだということで相当言ってきたんですが、なかなか実現できないままずる引っ張られている状況で、その内に徳之島が声を上げたという状況で、こういう状況になれば、もう我々は我々としてやるべきだということで、16日にやる手続き全部町民にも配布しまして準備をしているのです。

その1番の目的は、既に遅いのではないかという感もありますが、交渉には参加するけれども、いろんな条件があつてはじめて成立するわけで、やはりあくまでも参加反対という声は上げるわけですが、それを交渉の内容をやるとしてもある程度有利にさせるためには、声をずっと最後まで上げるべきだという思いで今回やるのです。

それともう1つ、先ほど申し上げましたとおり、現在、鹿児島県では農業関係だけが反対をしているような感が非常に強いということで、今回私どもが計画しているのは、医療関係、商工会、漁協、全ての団体で、農業委員会、農協はもちろんですが、会社等が一緒になってやるという形で16日にやる段取りになっています。それは、第1にその内容となればどうなるかと。この交渉がアメリカのいうとおりになればどうなるかということを、まずは認識させることも含めてやろうということで、話し合いをしています。その段取りでいきます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） やはり明確に地域の声というものは、しっかりと上げていく必要があろうかと思います。国会が決めることだといって安閑としているわけにはい

かないと思います。正に国益というものは、それぞれの島のあるいは地域のそれぞれの利益を集約して、そういうものが集まってこそ正に国益でありますので、各島々の各地域の利益というものを、しっかりと訴えていく必要があると思います。どのように決まっていくかということは、正に国政の政治力やいろいろなアメリカとの関係等、様々な条件があろうかと思いますが、そういう利害関係あるいは勢力関係のバランスというのも、正に国家を支えている地域の国民1人1人のそういう考え方の集大成の結果だと思いますので、反対なら反対、賛成なら賛成としっかりと地域の利益というものを、声を高らかに堂々と訴えていくことが、あらゆるこれからの政治的状況や問題に対しては必要ではないかと考えるのです。

そこで、なかなか情報も不足でいろいろ分からぬことですが、町長の政治的観点と申しますか、今までの集められた情報とかそういう観点からして、町長個人はこの参加問題を、一体どうなっていくのかということの認識は、参加するのかしないのか、町長の感でよろしいので、そういうのがあればお聞かせをお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の政権がどういう階層を基礎にしてできているかということを考える必要があるのではないかと思います。そういう点では、私は非常に危険な状態だと思っています。最後の成立というのは、先ほど川村議員さんもおっしゃっておったわけですが、衆議院の批准で決定するといいますけれども、衆議院の中でも現政権の半分は反対だとおっしゃっていますが、いざとなつたときにはどうなるか分からんというのを我々は考えないといけないと思っています。そういう点では、非常に厳しいところがあると、ひとつも手を緩めてはいけないという思いをしています。特に、私はまだ国民が農業関係ばかりにとらわれた形で、本当のＴＰＰの恐ろしさというのが分かってないのではないかという思いがしてならないのです。これが本当にアメリカのいうとおりになったときの恐ろしさというのは、想像を絶する恐ろしさだと考えています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 国会の中での論戦等を見ても環太平洋連携抗争といいますけれども、やはりアメリカの影響を、あるいはまた安全保障等との関連、いろいろな問題が取りざたされておりますので、可能な限り情報を収集しながら対応していく必要があろうかと思います。

ここで1番考えなければならないことは、最悪もし参加した場合、我が島にとってどのような影響が出てくるのか。農業問題や皆保険等の問題など、またいろいろそれは国の関連もありますし、なかなか難しいのですが、島の農業や漁業と一次産

業に関しては例えＴＰＰに参加しようがしまいが、これは農業ビジョンの策定とも関連してくるわけでありますが、しっかりと取り組む必要が、可能な限り想定して取り組んでいかなければならぬと思います。なぜならば、それは国でも言われておりますように、正にＴＰＰに参加しようがしまいが、農業問題はしっかりと改革していかなければ、この国の農業は成り立っていないということが言われております。このことは正に我が島にとってもそのとおりです。後継者の問題にしてもあるいはまた取り組むべき農産物の選定にしても、作業体制にてもいろいろしっかりと考えていかなければならぬと思いますが、町長はその辺のことを、もし参加した場合はどのような対策をしていこうと考えておられるのか、もし今可能な限りお考えがあるならば、お聞かせを願いたいと思います

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私ども与論町の耕地面積は1,050町歩と言われてきたのですが、構造改善事業等もありまして、道とか池が相当できて、実際は950町歩足らずではないかというふうに、実際はまだ出ていなくて分からぬですが、そのぐらいだといわれているのですが、その半分がきびを植えてやっているのです。ですからもし、それができればある程度の期間は一応国はもうだめですということは言わないと思いますが、今、交付金がトン当たりで1万6,000円、きび価格が3,800円程度ということで、あの制度を敷いた時点からきび政策に変わるものを考える必要があるのではないかという思いはしてきているのです。これは、すぐということではなくて、ある程度所得補償方式という形でやっていくと思いますが、真綿で首を絞められるような形の、悪く言えばそういう形で、段々じり貧になっていくのは目に見えているという思いがしてならないです。そういう点では、約500町歩近くのその土地をどういうふうに有効活用するかということは非常に大きな問題でありまして、私もそういうことを考えて、ある業者にいろいろと、例えば月桃を500町歩つくったときにその月桃の殺虫剤として、前にもお話し申し上げたと思うのですが、犬とか猫を家庭内で飼っているので、その殺虫剤は月桃が1番いいということを前に聞きまして、それができないかということで、いろいろ話もしたことがあるのですが、それは可能であるという回答は得ているのですが、今のところはこの産業をいかに守っていくかということをしながら、万が一の時にそれに代わるもののは何かというのを、やはり模索していく、続けていく必要があると考えています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非、その最悪の場合に、参加した場合、どういう対応をしていかなければならぬかということは、しっかりと最悪の場合を想定して、考えて

いく必要がろうかと思います。また、それはいろいろ参加した場合、関税の問題が農業組合によってどういうふうになるかは、具体的に今のところは分からぬのですが、それにしてもやはり反対なら反対と、しっかりと島の声を上げておくことが、あの国に対する助成の問題など、いろいろな取組についても有利に展開できると思いますので、是非声は高らかにしっかりと上げていく必要があると思います。

また、参加した場合の島の産業の形態、特に農業の形態については、しっかりと構想を練っていただく必要があるんじゃないかと思います。

次に、そういう意味では関連するわけでありますが、ある意味ではいいタイミングでこの農業ビジョンの策定というものが、TPPとの関連も出てきたのではないかと思いますが、まず、今までこれは過去何十年も農業をいろいろな施策でやってこられたわけですが、私の知る限りこの農業ビジョンの策定というのは初めてであります、どういう問題意識を持ってこのビジョンを策定しようということに至ったのか、この点をまずお聞きしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、今まで構造改善事業をいろいろやってきて、相当進んでまいっております。与論の場合は大体もう64パーセント、今度岸元地区が終わればもう80パーセントはやったという形になるのではないかなと思いますが、畠かんもある程度進んできていますし、ところが片や農業所得を見てもどうしても上がってないのです。最高までいったのが22億4,000万円ですか。それが最高で後は下がりっぱなしといいますか、下がった形で上がったり下がったりという形でどうしても進んでいかない。活用の方法にどこか原因があるのではないかという思いで、いろいろと御相談申し上げたのですが、そういう問題があるのではないかということで、どうしてもこれをやりたいということでお願いをしたわけです。もちろんTPPの問題もありまして、今後そういうきびの問題がどうにもならない状況も想定した形で、どうすべきかという問題も含めた形で検討していくということで、今まで実際に携わった方々からの御意見を中心にうかがって、どこに問題点があるかの分析から始めてやりたい。そして、実践していく手順まで全部やるということで、進めているところです。是非また、議員の方々からもいろんな形での御指導、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 大変、いい試みではないかと思います。正に今町長が言われましたように、今まで農業に対しては様々な投資がなされてきました。補助事業の正に最たるものもほとんど農業ではないかと思います。それに比例して過去何十年の

歩みにしても、正に農家の所得はそれほど上がっていないし、豊かさの実感というものも農家にはないと。それは何が問題なのか、これだけため池も整備され、あるいはまたハウスも事業も導入して、様々な取組がなされてきていても、今ひとつ町民所得、農家の所得は向上しない。これはどこに問題があるのかということをしっかりと分析して、取り組む必要があるのではないかと思います。そういう意味で、早速、委員会の委員を選任され、2回ほど委員会をもたれたようですが、その委員会で話された内容、そしてまたできれば委員の名簿等、これは後でも結構ですが、示していただければと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 委員の名簿については、後ほど提供させていただきます。農業ビジョンの策定の仕方については、ちょっとだけ簡単に説明しますと、まずアンケート調査等によりまして、現在の収入額、それと将来の希望収入額、農家に対して、おおむね5年後をめどにしておりますが、その間の差額をどうやって解消するかという方策を策定しまして、誰がいつまでにどんなことをやるのかという方向づけまで行うということです。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） これは、ここで委員会をもってから何回か、5回とこれには書かれておりますが、いわゆるビジョンの策定というものはどこかの業者に委託するのですか。350万円でしたかね。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 委託額は345万円で鹿児島の特定非営利法人NPO、村工房Kというところに委託してございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） そこの委託する業者のメンバーも与論にきて何回か会をもったり意見を聞いたりすることがなされるのか、ただ島の委員でいろいろ問題点を出して、そうしたものをただ向こうに送って作成するだけなのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 初回から毎回スタッフがお越しいただいて、一緒に討議をしています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 大変それはいいことだと思います。今まで過去にいろいろなビジョンの策定とか、これは大分昔の話ですが、最近はそうなっておりませんが、外部の業者に丸投げした例がたくさんありました。そういうことでは、なかなか

問題は解決しないと思います。町民が問題意識を持って危機感を共有しなければ、外部の業者がこういうふうにつくったからやってくれと言っては、なかなか熱が入らないと思いますので、できる限り外部の業者に頼むにしても、島の現場の方々と実直に真剣に問題意識の討論を交わして、その中から練り上げてしっかりとビジョンを作りあげていかなければ、なかなか実のある成果としては成り立たないと思いますので、是非その点をしっかりととらえてやっていただきたいと思います。それと、是非議会に上げる前に、我々議会の方にもそれを示していただき、是非やっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） はい、よく分かりました。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） ある程度の形ができたら、我々議会としても、それに目を通してまた意見のあるところは述べていきたいと思います。よく議会と行政は車の両輪だと申しますが、政策がいろいろと出来上がって、そして出してきて、決定してからそれを議決してくれというだけでは、それは正に、両輪とは行政側の論理ではないかと私は思いますので、政策形成の過程からある意味では議会も参加して、また意見も聞いていかなければ、我々は単なる追認機関となってしまったのでは、議会の存在価値もないわけですので、その辺のところはしっかりと今後は議会に全てとはいいません。重要な案件については、是非示していただきたいと思いますが、いつ頃これは、我々議会には示していただけるのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今月アンケート調査を実施しまして、今月中に回収、1月にそのアンケート調査の分析をやりまして、2月にワーキングショップを開きまして、検討することになっております。その2月の会が終わった時点で、大方の内容が出てくると思いますので、その時点でお示ししたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非、よろしくお願ひしたいと思います。先ほどのP T T問題にしましても、この農業ビジョンの策定にいたしましても、やはり非常に島の将来を左右する重要な問題ではないかと思います。是非とも、しっかりと検討をなされて、島の町民が道を誤ることのないように、しっかりととした取組をやっていただきたいと思います。我々議会もそういう観点に立って、可能な限りまた御協力をていきたいと思います。ありがとうございました。

これで、私の質問は終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、8番喜村政吉君の一般質問は終わりました。御苦労様

でした。

ここで、昼食のため休憩します。

昼は1時20分から開会します。1時20分から坂元議員よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問であります。次は、7番、坂元克英君に発言を許します。7番。

○7番（坂元克英君） 本日、最後の質問者になりました。ここで、議長の許可をいただいておりますので、7番、坂元に質問をさせていただきたいと思います。

今年も残り数十日となり、今年も終わりを告げようとしております。まず、今年を振り返ってみると、国内で起きた大きな出来事としては、災害はいついかなるときに発生をするのか予想することができません。今年3月11日に起きた東日本大地震の被害は甚大なものがありました。まずは、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災県の一日も早い復興を望むものであります。また、私ども奄美にも2個の台風があり、かつてない豪雨の台風に見舞われ、大きな災害になり人的にも数名が亡くなり、いまだに元の生活状況には戻っていない状況があります。また、数日前の竜巻による痛ましい事件など、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、災害に見舞われた方々の復興を望みたいと思います。

さて、私どもの島の出来事にも触れさせていただきますが、まずは先の町長選挙で、南町長が再選され4期目の町政運営をしていただけることは大変喜ばしいことであります。今日までの歴代の町長を振り返ってみると、1期、2期、3期と終わっています。町長はその壁を破り4期目であります。どうぞ、継続は大きな力なりとの言葉があります。島の未来のために一層の頑張りをお願いするところです。

また、4年間の間を置いて、副町長が決まりました。どうか、町長を助け二人三脚で町行政に頑張っていただきたいと思います。

さて、長いこと申し上げましたが、私は今回は予算編成の時期だと思いますので、通告しましたとおり、予算編成の件などにつきまして3点ほど質問をさせていただきます。

以上です。お願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えします。

まず、最初に1の(1)についてお答えします。

国は、予算編成をコントロールするための仕組みである中期財政フレームを遵守しつつ、最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興、原子力災害の速やかな収束及び世界的な金融経済危機からの我が国経済社会の再生に全力を尽くすこととしており、①東日本大震災からの復旧・復興対策については平成23年度第3次補正予算等との一体的・連続的な編成をするとともに、2点目に、我が国経済社会を再生し、国民一人一人が希望を持って前に進める社会を実現するため、日本再生重点化措置による予算配分の重点化を図っています。また、3つ目に、ムダづかい根絶や総予算の組み替え等、行政刷新の継続・強化を通じた歳出全般にわたる見直しが必要不可欠であるとしており、聖域なく根幹まで遡った見直しを実施し、必要に応じより優先順位の高い施策の財源に当てるとしています。

一方、先般提示された県の平成24年度当初予算要求基準においては、基本的な考え方として、1つ目に、「力みなぎる・かごしま」の実現に向けた各種施策の推進、2つ目に、「行財政運営指針（仮称）」における具体的な取組事項を踏まえた歳入・歳出両面にわたる行財政改革の推進、3つ目に、高齢化の急速な進展などによる扶助費の増、地方交付税制度の安定的な運営の不透明性等による厳しい財源不足が列挙されております。

自主財源に乏しく、多くを依存財源に頼っている本町にとって、国・県の動向が気になるところであり、鋭意情報の収集を図っているところであります。

さて、御指摘の平成24年度予算編成に当たっては、財源の手当が気になるところであります。第5次総合振興計画の本格的なスタートの年であり、次の10年に向け力強くスタートする年であることから、自立した持続可能な「活力と希望のあるまちづくり」の実現に向けた各種施策を推進するとともに、事務事業の総点検を行い、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直し、経費全般についての節減、合理化、受益者負担の適正化、自主財源の確保等考え得るあらゆる方策を講じて編成する方針であります。

なお、規模につきましては、現在各課からの予算の入力作業を進めているところであり、12月中旬には要求額が出そろうことになっております。

今後、各段階における査定を行い、24年度予算が確定することになりますが、島内の景気浮揚を誘導する予算編成をしていきたいと考えています。

次に、1の(2)についてお答え申し上げます。

平成24年度から整備する最終処分場に係る奄美群島振興開発特別措置法に基づく、国土交通省一括計上による奄美群島振興開発事業予算措置につきましては、今年4月に鹿児島県を通して要望しております。

しかしながら、御存じのとおり今年3月に東北大震災が発生しました。国におき

ましては被災地復興事業等のため、奄美群島振興開発事業に係る必要な予算確保が難しくなっていることが県から伝わってきております。当然のことながら国の奄振関係予算が縮小されることが予想されます。

大変厳しい状況にありますが、本町といたしましては、事業計画に基づき平成24年度から整備できますように、国・県に働き掛けていきたいと思っております。

次に、最後に1の(3)についてお答えします。

先月29日、首相官邸において全国知事会や全国町村会等で構成する地方6団体の代表と関係閣僚との間で、来年度からの子ども手当に代わる新制度について意見を交わす国と地方の協議が開かれたとの報道がありました。

その中で、新制度の財源については、年少扶養控除の廃止による住民税増収分を充当し、実質的に地方に負担を転嫁する厚生労働省案が示されたため、地方6団体として受け入れ難い状況となっています。

子ども手当に充てる費用の全額を国が負担するという政権公約（マニフェスト）にもかかわらず、地方に負担を強いていることは誠に遺憾であり、承服できない制度案だと考えているところです。

本町としましては、全国町村会や全国町村議会議長会等を始めとする関係団体との連携強化や働き掛けに努めながら、この新制度をめぐる国の動きを今後とも注視していく所存です。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 予算編成の基本的な考え方については、今るる御答弁をいただきました。私はその中で、別の角度と申し上げましょうか、1つ・2つお聞かせを願いたいと思います。先ほど、申し上げましたように町長は歴代の町長の中で初めて4期目の当選を果たされました。そして4期目の新しいステージに立たれて、来年度の予算編成をされていらっしゃると思います。したがいまして、その中で来年度から南町長の南町長からと申しますか、町長の公約でありますマニフェストの実現を図らなければならないと思います。したがって、南カラー、町長カラーを実現するためには、やはり何といっても財源を生み出すことが1番大事なことではないかと思います。

また、先ほど申し上げましたように、この財源を生み出すために財政改革を続けていくとともに、その中には産業興し、そして外貨をかせぐということは何といつても財源を生み出すためには必要ではないかと思います。したがって、町長あなたはこれからどういう道筋を立ててこの財源を生み出していくのか御説明をお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもは第5次総合振興計画の10か年計画を立てた当初の年度でありますし、これは先ほど申し上げたとおりでありますて、今回の予算計上については、今後の10年間の最初の年ということもあっていろいろな角度から検討しなければならないという思いで、今いるわけですが、まずおっしゃるとおり、財源をいかに確保するかということです。先ほども申し上げましたが、3月11日のああいう大きな国家的な世界的なといいますか、大震災を受けて我が国の財政も非常に難しい状況にある。したがって、県も市町村もということではありますが、だからといってそうですかでやるということは、私どもとしては、そういう年ではないというふうな思いをしているのです。したがいまして、できるだけあらゆる方法で事業計画と予算の獲得には努力してまいりたいと思いますが、その1つには、こういう時代が来るとは思わなかつたわけですが、年々財政が厳しくなっていくことは、みんな想像してきたのでありますて、それに対応するやり方はどういう方法があるかということで、町単位の財政が小さくなれば県の事業とか、与論の場合は国の事業はなかなか規模的に入れることができない状況にありますので、県の事業でどれを多く導入するかということを考えて、いろんな角度から検討してきたのであります、今回、県の私どもの町の住宅が終わる、引き続き、また県の事業が入っていますので、島内の事業としては、ある程度やっていけるのではないかと思っています。今年のことだけではなくて、引き続いて来年のことを共に考えていかないと、そこでストップにしてしまいますので、来年どうするか、再来年どうするかを今後また考えていきたいと思っています。後3年間は県のある程度の事業は入るかとは思いますが、それだけでは済みませんので、いろんな角度から県の事業も含めた形での導入を考えてまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） るる答弁をいただきました。ひとつ頑張っていただきたいと思います。

次に、私は来年度の一般当初予算枠は幾らぐらいを見積もっていらっしゃるのかを聞きたかったのですが、このことにつきましては、答弁書の中に各課の予算の入力、また各段階における査定を行い、24年度の予算が確定することとなっておりますということをお聞きいたしましたが、総務企画課長、これはあんたが大体予想を決めることですので、大体は幾らぐらいを予想されているかお分かりだと思いますので、ひとつどうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど、町長が御答弁したとおりですが、非常に財源的に厳しい時代でございまして、大変苦労していますが、今月の中旬頃に各課から

予算要求が出そろうことになっています。それに合った財政・財源等を加味しまして、決定することありますが、そういうことで町長、副町長もまた施政方針に合った事業の展開もあると思いますので、軽々に幾らぐらいということは現在申し上げることはできませんが、先ほど、町長が申し上げましたとおり、島内の景気浮揚を誘発するような予算編成をしていくべきと認識しています。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 今月末ぐらいにはそういう予算ができるということですので、少し遅すぎるのはないですかね、この予算編成が。そして、来年になると3月議会に上程なされて、いろいろ決めなければいけないと思いますが、ちょっともう少し早めな予算編成の仕方もまた必要ではないかと思いますので、このことを私なりに申し上げておきたいと思います。

事業をするためには、何といっても自主財源がなければなりません。この自主財源は、今、税務課長当たりが一生懸命になって税金をいろいろ町民にお願いしてございます。私は、税務課長が一生懸命やっていることに敬意を表したいと思います。したがって、この自主財源をいかに多く確保して、まず何といつてもこれが必要だと思いますので、どうかひとつ自主財源には気を配って生み出すようお願いしたいと思いますが、町長、自主財源の在り方について御説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） おっしゃるとおりで、国がだんだん、国の状況が苦しくなればなるだけ自主財源がどれだけあるかというのが1番大きな、事業を導入する面もありますが、そういう面も非常に大きな問題になってくるのです。県の協力を得まして、その点の強化ということで、今その体制をつくっているわけですが、徐々にその成果が現れると確信しています。私どもの自主財源は、実際の財源は大体8パーセントぐらいで、繰入金を入れると12・13パーセントにまで上がるときがあるわけですが、実際は8パーセントぐらいしかないという状況でありまして、少しでもそれを増やすような方法を考えて努力してまいりたいと考えています。実行してまいります。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 税金のことですが、この税金を納めることは町民の義務です。したがって、税金を納めさせるためには、何といっても町民の経済の活性化を図らなければなりませんが、今農業収入にせよ、観光納入にせよ、漁業、商業と収入が落ち込んでいます。町長、どうすれば町民が気持ちよく税金を納めることができるのか。また、考え方がいけないのか、ひとつ町長お聞かせ願いたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その回答がすぐ出れば私も苦労はしないし、どこの町村も問題はなくなるということになるかと思いますが。ただ、どういう方向で頑張っているかということなのですが、これについては例えば漁協の場合は、御承知のように議員の方々あるいは地域の方の協力ですばらしい製氷庫を造ったわけですが。それ以上に組合員の方が頑張っていただいて、その施設でも足りないということで、今回どうしてももう1つ製氷機を造ってほしいという声がございまして、それを何とかやっていきたいと、組合員のニーズに応えること、何とかもっと頑張っていただきて、税金も喜んで納められるような状況にもっていきたい。

農業関係は先ほども申し上げましたとおり、いろいろなハード面の推進をして、ほとんど完成に近くなってきてなかなか上がっていない、先ほど大変恐縮ですが、22億以上は上がっていないと言いましたが、去年が23億4,000万円ぐらいですか。上がっているのですが、その前からずっと見ても次が22億円台で、それが1回だけで、後は18億円、17億円とずっときているのです。そういう面もあって、これをどうしても30億円まで持っていくだけの、これをやりたいということからビジョンという考え方になったのですが、是非、そういうのを頑張っていきたいと思います。

観光については非常に頭が痛い状況にあるのですが、今国全体がなかなか観光する状況ではないということで、大変苦慮しているのであります、修学旅行を中心にはとかお客様を増やしていきたいと考えています。一応、いろんな計画も立てそれを実践することで高くて来る島と、観光地ということで費用は使っても行くだけの価値のある島づくりをということで、今始めているとこです。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） ひとつ頑張ってください。

次に、移りますが、奄振予算のことです。私が、この質問をしたのは、第5次振興計画の中で町長が目標設定しております最終処分場の整備の件です。環境保全の島づくりとして、現在の清掃センターは昭和58年度から現在に至っております。しかし、老朽化が進み補修等に係る維持・経費が増加、必要だと思っています。また、センターから出る焼却灰は今日まで宮崎県の業者に委託処理していますが、処分場を建設しない所の焼却灰の搬入はしないといった情報も聞いております。したがって、この処分場を建設するために、現在、建設場所は予定しておられますが、今度は、この建設費用・財源です。したがって、これは私の予想ですけれども、億ぐらいの金は必ず注ぎ込まなければならないと思います。したがって、このお金を何とか奄振予算に組んでいただきたい、建設できないのかということのねらいで私

は質問をしたのですが、町長の答弁では、非常に難しいのではないかというようなことであり、また頑張ってみるという答弁でございましたので、しかし、もしこれがもし奄振に計上できなかつたらどういうふうに、どこからこの建設費を捻出される考え方ですか。総務企画課長でも結構です。町長、どうでしょう。どういう考え方でしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 必要性については、最終処分の必要性については、もう今さら論ずるあれでもないわけですが、実際に県としてもタイミングですね、場所の選定をするのにいろんなタイミングが必要で、大変難しい迷惑施設のナンバー1であるということは県も承知をしているのです。それを何とか乗り越えてお願いをして場所を決めることができたという私どもの苦労については、県も認識をしていらっしゃる、そういう点では何とか奄振の中に入れてもらえるという感じもしているのですが、3月11日のあの大震災というのを受けたときに、これが私どもの立場でもうどうなるかという思いが非常に半面出てきているのですが、ただ今まで奄振法の恩恵を受けている私どもの予算を歴代見てみると大体2パーセントから2.2パーセント、1番大きい年で4.3パーセントという年がありますが、3.8とか2.4ぐらいがほとんど多いのです。ほとんど本土が使っているとのことですので、私どもとしましてはどうしても必要なものは石にかじりついてでも、みでもらわなきや困るということは声を大にして要求してまいりたいと思っています。ただし、それでもできないということになった時の話をということですが、年を1年ずらすという形しかできないと、私ども町の単独財政ではとてもじゃないけどできる金額ではございません。そういう点も県は十分に理解しているわけですので、大丈夫だという思いで頑張りたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） ひとつ一生懸命頑張って、一般財源が出ないよう、出させないよう頑張っていただきたい、私はこうお願いをしたいと思います。

次に、これは国と地方が考えるべきでありますて、実にこの問題は、私が質問をしなくてもいいのではないかとも思いましたが、子ども手当、子どもは島の宝、国の宝ですが、したがって、子どもたちのために今までのようになひとつこの子ども手当を出していただきて、これがストップしないかと心配して悩むものだから情報などを公開していただきたく、このことを申し上げた質問したつもりです。

1点聞きたいと思いますが、もしこの財源が少なくなり、またストップされた場合、国・県の支出金を出さなくなり、また少しは一般財源からも私は捻出していらっしゃるのではないかと思いますが、これがなくなった場合、町民福祉課長、この

なくなった場合というか、もし少なくなった場合、地方の負担が増になった場合、国や県の支出金などにどう影響を受けるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 子ども手当に対する、今は新しい厚生労働大臣が、先月の初旬、7日の日付で地方6団体のほうに文書を出したということをお聞きしまして、3党合意というのがありますて、民主、自民、公明で、平成24年後以降の子ども手当制度については、今からも議論が行われていくわけだけれども、国と地方の在り方について厚生労働省案を出したところ、地方6団体は、全てとんでもない話だということで、今反発をしているところです。

大まかな内容につきましては、町長が御説明申し上げたとおりですが、簡単に申し上げますと厚生労働省、すなわち国の考え方といいますのは、震災復興に充てる財源の確保ということもあるものですから、町長のお答えの中でありましたように所得税とか住民税とか、その中で年少扶養控除というものがありますて、要するに子供たちを持っている子育て世代の方々の軽減を図るために年少扶養控除というものがあるわけですが、それは税務課のほうがもちろん専門ですが、16歳未満の子供たちを持っている方々の扶養控除を行うと、所得税とか住民税とかそういった控除の制度があるわけですが、それをなくしてしまって、つまり控除から手当にウェートを移すと考え方で、子ども手当に充てる財源のほうに回すということを言っています。そうしながら、今度は今の新しい民主党政権になりましたから、従来の子ども手当、子ども手当の負担はいろいろ国・県・市町村あるいは企業とか、そういった負担がそれぞれあったのですが、子ども手当というのは、新しい制度の子ども手当については、国が全部財源は見ますというお約束で政権を取られたのですが、ところが蓋を開けて見たら、今回の厚生労働省の案を見ましたら、従来児童手当法というのは、国と地方の負担が1対2の割合で、要するに地方の負担が2で国の負担が1だったのです。それがもともとの古い児童手当だったのです。ところが、今回、御質問の新しい子ども手当の平成24年度からはまた児童手当に近い形で戻るというふうに、考えが示されていますが、その負担割合は国と地方が1対1、要するに同じ額で負担し合いましょうよということで、厚生労働省案が出されています。一見、1対1何か平等のように聞こえますが、実は先ほどの年少扶養控除というのがあるものですから、その財源を全て手当の方に回すということで、結果として非常に国の負担が地方のほうに回されるという形になっています。おおむね、識者の計算によりますと大体500万円前後から1,000万円少しぐらいの年収の方々は全て逆に負担が、子育て世代の方々の負担が多くなるという計算になっています。とんでもないお話でございまして、ですから私ども与論町としましても各市

町村長で組織します町村会であったり市長会であったり、県知事で組織する知事会であったり、あるいは議会議長さんで組織するいろんな議長会であったり、いわゆる地方6団体は全て承服できないということで、マスコミで言われていますので、是非地方が一つになって国に声を大きく上げていただきて、是非この法案はおかしいのではないかということをもっともっと申し上げて、頑張っていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） この件につきましては、私、情報も分からぬし、また勉強不足でもありましたし、今日はこうして課長からお話を聞きしまして大変勉強いたしました。ありがとうございます。

私、通告をいたしました案については、質問をしてまいりましたが、少しばかり時間がございますので、通告はしておりませんが、2、3点通告外質問をさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

島の表玄関がすばらしく改良され、大変喜ばしいことです。そして、こういった状況が、島の活性化にどのように変わらぬか、また本当に見たいと思いますが、私はその中で、私が行った臨時議会で庁舎に入り、私どもの全員協議会の部屋に入り、そして臨時議会の部屋に入りますと向こうの最初の部屋は、天井が落ちています。また、この間電器が落ちそうになって、本畠議員の上に落ちそうでございました。私はこれを見たときに、本当にこれがもし災害が起り、人的に大きな被害に遭い災害があったら、これはどうしようかと、これが1番の心配でございました。したがって、これは庁舎建設のことも議員から一般質問当たりでもお話を聞いておりますが、その質問の後の経緯、またどうしてこの計画をしようとしてるのか、そのことをひとつ町長お聞かせていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今ところは経過を申し上げることしかできないのですが、実は、大きな町の事業として計画をしていたのが、各小学校の校舎から子供たちの安全からやろうという考え方でやってきたのです。大分前から校舎の件については、いろいろと検討されてこられたようですが、内容はそれ相応のことがどうかよく分からぬですが、私が耳にしたことについて申し上げますと、茶花小学校のプールとかあれができない、あれをせんことには学校の次々のあれができないということで、非常に遅くなつたという話を聞いたことがあるのですが、私もなつてみてやはりおっしゃつたとおりで、なかなかやるべきことをやらないでは、なかなか次に移れないということがありまして、茶花小学校のプールから手掛けたのですが、その後か

ら与論小学校ということまでできているわけですが、それで次は那間、茶花という計画で、進めてきているときに、3月11日の災害が起こったのであります。そこで、急きょ役場の大きな問題が、町民の財産をどうするかとかいろんな問題が起きてきたのですが、それでどうするかということで、非常に頭を悩めているのですが、落ち着いてからいろいろな角度から検討していただく期間をつくって、再度検討する必要があるのではないかと考えています。

それとまた、もうひとつは今日明日でなぜやらないかという、緊急にやらないかということの理由のもう一つとして、3月11日の災害は、これは大きな災害ではあったのですが、そのあまりの大きさにみんなが動転している状況で、まちづくりにちゃんとした判断が下せるかという面もあって、ある程度は時間を置いてからやった方がいいのではないかという考え方もありますし、少なくとも1年は置いてからという考えがあったのであります。そうしてから検討したいと考えています。

来年度は、早急にやりたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） ひとつ、本当にもう怖いぐらいですよ。このいろいろなものを見ますと。だから早めの庁舎建設をひとつお願いしたいと思います。そして、建設まではいろいろひとつひとつ庁舎の耐震検査あるいは回って見ていただいて、ひとつ注意なされるようにお願いしたいと思います。

次に、交通機関について質問をしてまいりたいと思いますが、私のところに、ある東京の社長さんが今年の正月は20人ほど従業員を連れて島で正月をしたいから、君で頼むから飛行機の手配をしてくれないかと、その手配の中でも沖縄～与論間を取って、それもまた1番最終便で取ってくれないかということがございましたので、私は早速飛行場にまいりました。ところが、最終便はもう1時か2時かですか、でありますと、もう今まであった2便、あるいはまた増便もあったのですが、今度は1便しかないですよと、取れないですよ、来ないですよ、離発着はしないということを聞きまして、あれこれおかしいな、今まで2便あったのに、何でこんなことになったのだろうかと、こう思って帰ったところですが、将来もこの1便で沖縄～与論間を往復させるおつもりなのか、また臨時便などはもらうことができるのかどうか、このことについて町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

〔「議長、通告外の質問はできないことになっているので、認めたら示しがつかないですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） はい、はい、分かっています。町長これまで答弁してください。今件。

○町長（南 政吾君） 分かりました。一応、簡単に申し上げたいと思いますが、昨年までは2便であったのですが、採算が非常に経営が厳しくなって、2便が大分搭乗率が悪かったものですから、次の年はということで、今年は1便にさせてくれということで観光課にきているようです。まだ社長には会っていないのですが、是非また何とか便宜を図ってもらえるようにはお願いをしたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 以上で、私の質問は終わります。

本当はあと5問ぐらい聞きたかったのだが。

○議長（町田末吉君） これで7番、坂元克英君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は終わります。

次は、議案審議に入ります。

-----○-----

日程第5 議案第42号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第42号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 提案理由を申し上げます。

議案第42号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

職員の健康維持増進を図るため、労働安全衛生法第13条の規定による産業医を設置することとし、それに伴う報酬及び費用弁償費を支払うため条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。3番。

○3番（供利泰伸君） 今、私は条例に反対するという意味ではありませんが、産業医というのをもう少し分かりやすく説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 午前中の一般質問でもあったのですが、メンタルヘルスの問題が非常に今問題になっていまして、本町でもそういう職員がおることから、その仕事への復帰とか、そういうときにいろいろな検討委員会が持たれることになっています。そのときに産業医の御意見等も伺いながら対処していくなっていま

して、大島郡内の各市町村で全部が全部設置しているわけではございませんが、大体半分以上は産業医を置いてらっしゃるという状況です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 産業医は別の島からということか、それとも島内で例えば獣医さんとかそういう関係になるのですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 島内にいらっしゃいますお医者さんは、レンタルヘルスについては専門の方はいらっしゃらないと思っています。したがいまして、今回は精神科を含めた専門的なお医者さんをお願いできぬいかということで、今回の条例を改正したということです。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） これは、法律に基づいてするのですから、それに対して私は文句は申し上げませんが、なぜ、今これが必要なのか。今、町民の声として非常に問題視されてきてるのです。今必要なんだということの根拠を具体的に説明しないと、私にも町民からの声が聞こえてくるのです。今までしなかったのに、なぜ今の時期に必要なのかということが大きな問題視されてるもので、そのことはこの本会議で、執行部として議案を出しているわけなので、内容をしっかりと申し上げておかないと、私もいちいち申し上げるわけにはいきませんので、是非ひとつ議会の議事録に載せて、町長として今の時期になぜ出したかという、その問題意識を、問題点を是非言っていただきたい。そうしないと、私としてもやりにくい。もちろん法律としては当たり前ですよ、法整備が必要ですから。申し上げにくいかも知れませんが、これは避けて通れないことですので、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 与論町の職員衛生管理規定の中でも、この衛生委員会というのを設けています。その中で、構成としては衛生管理者とか産業医などといった方々をお願いしているところですが、午前中からの一般質問にもありますように、メンタルヘルス関係の方にアドバイスをすると、そういった方々の職場復帰のときのいろいろなアドバイスなどが今後必要になってくることから、今回この産業医というものを特にお願いしているところです。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 法律の趣旨は分かります。私が申し上げているのは、今まで出さないでいて、なぜ今の時期に出すのかと。今の時期に出すということは、何か対象になる人がおられるわけですよね。そういうところを議題を提出した執行部のほうから是非具体的に説明していただきたいということを申し上げているのです。設

けなければならないという法の趣旨は分かりますが、今まで出さないで、なぜ、この時期に出したのかということを、そうしないと私たちも説明しにくいことなのです。それはお宅もそうでしょう。だけど議案を提出したのは執行部でしょう。執行部の方から説明していただかなければ、なぜ今の時期にそういう対象がおられるのか。そういうことを言わないと私たちからも説明しにくいし、また皆さん方も言いにくいのは気持ちは分かります。そこを申し上げているのです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりであります、前からやるべきであったことだと思っています。前に何回かあったのですが、すぐ問題が解決したときいてたものですから、対応が遅くなつたのであります、最近になって、またいろいろな問題が出てきたということで、本格的に私ども職場内もどういう方法をしたほうがいいのか、専門家の先生をお願いしたときに、対象者のフォローだけではなくて、私ども職場の環境も御指導いただくという形で必要ではないかということで出したのです。確かにおっしゃるとおり、最初からそういうことが1回でもあれば、やるべきことではなかつたかと思っていますが、その点は非常に遅きに失したという点があります。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） では、改めてお伺いいたします。今現在、対象者が職員の中におられるのかどうか。それを感じておられるのかどうか、そこが聞きたいのです。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 現在、休職している職員はおります。また、年休をとっている職員も二人おります。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第42号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例についてを、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第43号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第44号 与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第45号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第46号 結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第47号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第48号 与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第43号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第48号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第43号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号、与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これは、各施設整備の効率的、効果的な管理運営を図る上から指定管理者制度を導入するために条例の一部改正を行うものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから、議案第43号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。9番。

○9番（野口靖夫君） この指定管理者に関することは、どこまで町が関与できるかにかかっていると思うのです。例えば、我々町民が誰かの利益や自分の利益のためでもあるし、あるいは公的なことでもあったりして、今まで砂美地来館を利用したいときには、教育委員会に行って、教育長の許可をいただければできたのです。現教育長はある程度許可していただきまして、全てのイベントに対して御協力をいただいたと認識しています。

そこで、今度指定管理者になった場合には、管理者から許可を受けなければならなくなると思うのです。違いますか。イベントとか、何かをするときには管理者の許可を受けなければなりません。そうしますと、そこで1番私がお聞きしたいのは、その指定管理者の思想心情によって、貸すとか貸さないとかいうことになりはしないかというのが1番大きな心配がある。誰とは申しませんが、ある人に「私は気に食わないから貸せません」と面と向かって言われたことがあるのです。本当にあります。私は泣いて帰りました。もちろん、私だけのためではなくて、与論町民の代表のつもりでお願いしに行つたのです。そうしたらその人の思想心情によって、「あの人は好きじゃないから貸さない」とはっきり言われたのです。このことは本当のことだから申し上げておきます。そうなりますと、何のために指定管理にしたのか、何のために与論町民の金を出してその組織をつくったのかと、こうなってくるのです。私はそこを1番懸念している。まず、町はどこまで指定管理に対して関与できるものなのか、町長の考え方をお聞きしておきたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） あくまでも施設は町の財産であり、公共性最たるものであります。そういう点で、この人に貸してこの人に貸さないということは、絶対ないように契約の中でうたってございます。そういうことがあってはいけないのです。それともうひとつ、私どもがなぜ指定管理かというと、これは国・県からの指導もあるのですが、民間活動を活用して今回のほうも今まで相対的に今提案した全般にわたっての維持経費よりは大分安い金額でお願いをしてございます。財政的な面とか、今議員がおっしゃったような心配もありますが、逆に使いやすいということもあり、思い切って、4年ぐらい前から検討を重ね、各界からの調査もやって、やっとここまでこぎつけてきたのですが、町民に不便がないように、これは責任を持

って私どもとしてもやります。実際は教育委員会の管轄の中にずっと入るので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 公僕である教育長が、今の教育長のことを申し上げてゐるのではないですよ。誰が次の教育長になったとしてもという話なのです。また、以前の教育長だということも考えてお聞きになっていただきたいと思います。そういうった場合に、先ほど申し上げました思想心情によって、「あなたのことは嫌いだから貸さない」と面と向かって言われたのです。今の町長の答弁によりますと、町の関与ができるような契約を交わしてあるからそういうことをできないのだと今答弁されました。答弁されたけれども、そういうたわりに公僕である管理者が、思想心情が違うからという理由で貸さなかつたことがあるのです。契約書はもうできているのですか、教育長。どこまで関与できる、どういうところまでできているという、その法人名もあるいは予想される法人名も、その契約書の内容もできていますか。それを答弁していただきたい。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。先ほどの件ですが、確かにおつしやるとおり、指定管理者制度に移行しますと、町に代わって指定管理者が使用許可を行うことになります。その中で、この人には貸してあの人には貸さないという御心配がおありですが、これから契約を交わすのですけども、基本協定と申し上げますが、その中で行政側の関与としまして、まず与論町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の8条、9条にわたって、その指定管理者の業務報告の義務付け、聴取、実施調査、それに基づく必要な指示、及び結果に対する改善等を行う場合の指定取消し等、そういうことで大きく町が関与できる仕組みづくりもありまして、また基本協定の第6条には、業務の実施の際、使用書及び管理運営水準をまずさせろということになっています。その仕様の一部を紹介しますと、守るべき使用書の中には、特定の個人や団体、あるいはグループに対して有利あるいは不利になるような取り扱いはしないことということで、議員さんの先ほどの指摘のことは、基本協定なり、使用書あるいはまた運営水準等で全部網羅的に、町が全面的に関与し、改善命令をし、従わない場合には指定を取り消すと、そういうことで二重、三重の網を設けて、ちゃんとやっていきます。

○議長（町田末吉君） 議案第43号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号、与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、結団公園運動広場の設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括して提案しましたので、関連しますので、一括して質疑を行いたいと思います。1番。

○1番（川村武俊君） この43号から48号の中に、B&G海洋センター及びボートヤード、それとプールの部分も含まれていますが、仮にここで事故などが起こった時にはどこが責任を持つのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。これに関しましても基本協定の中に、リスク分担あるいはまたちゃんと損害賠償保険に入るようにうたい込んであります。これは、基本協定の第26条に、このようにうたってございますが、第26条、乙は業務の実施にあたり第3者賠償責任保険に速やかに加入するものとし、当該保険に係る保険証書の写しを甲に提出するというこの規定と、さらに続きまして、第27条損害賠償という規定があります。その中で第3項に甲は乙の生命に期すべき事由により、発生した損害について第三者に対し、賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求めることができるということで、町の指定管理者に対する求償権を担保してございます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私が、今御質問しているのは、その賠償の問題とかそういったものではなくて、ここでは人命の安全とかそういったのをそういう形で管理していくのかというのをお聞きしているのです。最近の一般質問で公契約の中で埼玉のプールで亡くなった事件がございましたよね。これは、その契約を結んでいる業者が罰せられるのではなくて、それを管理している、つまり市役所の担当が実刑判決を受けたということですから、きっちとした形で進めていただかないと、もし万が一何かあったときには、そういう形になりますよということを私は申し上げているわけで、賠償云々くんぬんを言ってるわけではございません。ですから、ここで申し上げているのは、人命をどのように守っていくかということをお聞きしているのです。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） これまでもスタッフの慎重な業務運営等で無事故で推移してございますが、今回はまた更に町が直営のときよりも、人員的にも拡充したスタッフでやっていくことと、またそれぞれの資格を持っている有資格者が万全なる体制で運営に当たることで、これまで以上にさらなる安全の確保ができるもの信じています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 十分、本当に事故が起こらないように、十分な体制をきちっと敷いたような契約を結びながら、全て人命のことですから配慮して進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 後ほど、議案第52号で契約の件は出ますので、今のところは条例の改正について質問をお願いします。8番。

○8番（喜村政吉君） 今、42号から48号までの条例までの一括審議になっているわけですが、先ほどからお聞きしていますと、中身としてはもう既に52号の指定管理の問題に入っているのではないかなと思います。私からも指定管理のところで質問しようと、考えておりましたが、続けて同じように質問しやすいように関連付けてやればいいのではないかと思うわけですが、この中に一般会計補正予算とか、49号から同意まであけてやっていますけど、これはどういうものですか。今までなくて、52号でしか指定管理のことに関しては質問できないわけでしょう。

○議長（町田末吉君） これは、条例と契約ということで、条例を制定してから、またその契約ということになりますので、その他で。こういう順番になってるのではないかと思います。また予算も出てきますので。

○8番（喜村政吉君） 分かりますけども、だったら、その条例が終わった後に、なんですぐこれを。

○議長（町田末吉君） また、予算や指定管理に関する条例の予算も出てきますので、最後に条例、契約ということになるのではないかと思います。4番。

○4番（福地元一郎君） 総合運動場の使用時間の件なのですが、午前8時30分から午後7時までとなっています。また別の条例では、総合運動場の夜間照明は、午後5時30分から午後10時30分までとなっています。そして、また別の結園公園広場の使用時間は午前8時30分から午後10時までと。このようにバラバラなのですよね。そうなりますと、やはり指定管理した場合には、管理する側も管理しづらいだろうし、また利用する側にとっても時間がバラバラだと大変利用しづらいと思いますが、これは統一して同じ時間に指定することはできないものでしょうか。

○議長（町田末吉君） 局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） その件に関しましては、指定管理者の候補者の方にあらかじめ条例の一部改正ということで、お目通し願って、これでいいのではないかということで進めているところです。また、実際の指定管理者の方に運営をしたときに、現実にこう変える必要があるということになれば、近い将来、条例の一部改正をして、おっしゃるように統一していきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 先ほどは、町がどこまで関与するかということの基本的な質問をさせていただきました。さらに下げて質問をさせていただきます。先ほど町長の答弁の中でもありましたように、修学旅行が増えてきております。その中で例えば体験の中でのハーレー大会。沖縄では、B&Gは指定管理でやっているのです。そうしますとB&Gとハーレーのスタッフ、ハーレーをする、漕ぎ手のスタッフ。そのスタッフはB&Gの人が職員を集めて募集して受けてハーレーをさせてるのです。そういう時の問題と、もう1点は、来年あたりから温水プールにしようということも来ていますよね。そういう時には指定管理者は誰がするか分かりませんが、ある程度中身はじっくりと町と我々議会が分かっておかないと、契約はした、それは聞いてません、ということでは、これはもう話にならないと思うのです。私は指定管理を否定するつもりで申し上げているのではないですよ。というのは、修学旅行も増えてきましたし、これから使う人のためにできるだけ利便性を高めていくのが指定管理であるし、また町の施設でもあるわけです。使う人、貸す側、その中身の整合性というものをこれからしっかりと共通認識を持ってしておかないといけないと思います。その点は、どうなっているかということが1点。

もう1点は、指定管理を受けるのはおそらく法人化されなければならないと思うのです。例えば、グループ化されて、誰が理事長で、だいたい所属のトップで、管理者には責任というものがありますから、ただ単に君はできそうだからやってくれということできないと思います。だから管理者はある程度の責任感を持たなければいけないと思うのです。そのためには、どういう組織であるか。まず組織体を決めて、その組織体がどう行動するか。町がある程度利用する側の団体長あたりで連れて行かなければならぬ。そうしないと使い勝手が悪くなるのです。私は、議会も必要だと思う。このまま黙っててああそうですか、じゃあ、お任せしますということになれば、議会や議員の必要性がないと私は心配しているので申し上げているのです。町民の利便性を高めるためにも我々議会がある程度執行部と打ち合わせをしておかなければ、例えば観光協会、観光課あたりから、あるいはまた修学旅行の先生方からどういうことですか、ということになってきた場合に、ややこしくなって今よりも悪くなってきた場合、もう何のために指定管理にしたかということになりますからね、そういうところも詰めていかなければならぬから、私はお聞きしているわけなのです。誰が受けるとか受けないとかそういうことではないのです。それを否定するわけでもない。だからそういうところはできますかということ。あるいはこれだけの議案が出てきてるわけだから、提案する時点でその組織の町も事務局長も決まっておかなければならぬと思うのです。決まらないでおって指定管

理させます、指定管理させましたではいかんでしょ。大体、そういうところまで議案として皆様方はここに提出しなければならないと思うのですが、どうですか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） まず修学旅行の点につきましては、先ほど申し上げましたが、使用書の中にこううたっております。町との連携業務、行政財産の目的外使用許可などの町の決定権限に属する申請及び問い合わせがあった場合には町と連携すること。さらに、7として町の主催行事への協力。町が主催する行事については、各施設の業務に支障のない範囲で協力することと、それから先ほどの指定管理を受ける団体の件ですが、法律では地方自治法の244条の2第3項にあるのですが、指定管理者の受けれる相手方は、法人その他の団体であれば指定管理者となることができるとされており、指定管理者となることができる団体に地方自治法上の特段の制約はなく、また法人格について必ずしも必要ではないとされています。ただ、個人を指定管理者にすることはできないことがありますて、また今回予定されておりますヨロン島スポーツクラブは、24年度中にNPO法人化予定です。ですから、定款等を定めて必ず代表などを近い将来決めることになりますし、また現在既にヨロン島スポーツクラブの中では、クラブマネージャーなどのスタッフはきちんと決めてあります。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） そのとおりです。それは十分分かって質問をしてます。だから、そういうことではなくて、中身を考慮に入れてこれから契約されると思うのですが、その契約書は、議会には出すのですか、出さないのですか。

○議長（町田末吉君） 局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 議案第52条の説明資料といたしまして、皆さまの方に基本協定の案と、それから使用書と、運営水準関係の資料をご提示させてもらっているところですが、その中に基本協定の情報が全て含まれています。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） だからそういうことは書いてあるから分かるんだけれども、先ほど川村さんが質問しておられました保険の問題、特に艇庫とか、もちろんプールも危険ですが、その時の賠償関係問題とか、いろいろ出てくると思うのです。また、先ほどいった修学旅行等の問題とかも出てきますね。そういうところの詰めというところは、誰が責任を持つのかというところも、その中に書いていことですね、書いているわけでしょう。だからそれをした場合、川村さんが調べたところによりますと、僕も調べたんだけど、町にもかかってくるのです、町にも、万が一事故が起きた場合は。そういうことはどう対処していきますかということも私は心配な

です。だから、そういうところも考えておられますかということをお聞きしたいわけです。どうですか。

○議長（町田末吉君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） そういうことは、あってはならないことですけれども、万が一あったときは、やはり町の方もどういう管理監督・・ということで町もまた幾分かのそういう責任は問われることになるかと思うのですが、そういうことがないためにも各種保険を全部活用したり、あるいはまたそういう保険が適用されるようなことにならないために、日ごろからの管理監督、指導を徹底してやっていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） ほかに条例について、ありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号から48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から48号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第44号、与論町総合運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括して、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第44号、与論町総合運動場設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例、議案第45号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、結囲公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第49号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第12、議案第49号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第49号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（平成23年法律第86号）に伴い、厚生労働省から示された条例案に基づき、条例を一部改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。8番。

○8番（喜村政吉君） 新旧伺いますけれども、具体的にこの中身の変更と、そしてまた弔慰金等の金額の算定などに関しては、具体的には、どうなっているのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御説明を申し上げます。お手元にお配りしている資料に目を通していただきながら見ていただきたいと思いますが、改正前の旧のところに、例えば第4条のところで、兄弟姉妹という言葉が出てまいりません。一番最後の附則のところで出てまいりますが、新のところの、今年の3月11日に東北の大震災があった関係で、今回國の方から各市町村とも災害弔慰金のことに関する条例のところに兄弟姉妹という項目を入れるべきだという指導がありましたので、それを受けて今回兄弟姉妹という遺族の中にそれをうたうこととしたわけでございまして、第4条のところで災害弔慰金を支給する対象の遺族の範囲というところで、旧条例では、その災害弔慰金を受け取る遺族の順番の中に兄弟姉妹がなかったということで、第4条のところに兄弟姉妹を入れたということです。

以上で、よろしいでしょうか。

○議長（町田末吉君） いいですか。課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御質問の後段のところ。金額はどうなっているのかというお話をございました。与論町災害弔慰金の支給等に関する条例というのが、今の条例名ですけれども、その中で例えば第5条のところで災害弔慰金の額というところがございます。ちょっと抜粋して読み上げさせていただきますと、例えば災害によって、死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、例外条項もいろいろございますが、死亡した場合には500万円、それから250万円というランクがあるということ。それから、第10条の方に災害障害見舞金というまた項目もございまして、例えば災害によって、その障害を受けた場合には、障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は当該障害者が災害のとき負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円、その他の場合にあっては25万円という規定もございます。

それから、災害援護資金の貸し付けの項目もこの条例の中に入っておりますし、家屋の受けた損害、被害、あるいは家財、家の財産の価額の損害を受けた額によって150万円であったり、250万円であったり、270万円であったり、350万円であったりといったランク付けがなされています。

以上です。

○議長（町田末吉君） いいですか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するは、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。15分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時55分

再開 午後3時08分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 議案第50号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（町田末吉君） 日程第13、議案第50号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第50号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税1億3,055万9,000円を計上している一方で、県支出金、委託金で緑の分権改革推進事業費委託金4,780万円の減額。町債で辺地対策事業債3,000万円及び公営住宅建設事業債1,700万円の減額などを計上しています。

次に、歳出の主なものといたしまして、民生費で介護保険特別会計繰出金4,982万6,000円。諸支出金で庁舎建設基金積立金2,533万5,000円を計上している一方、衛生費で緑の分権改革調査事業委託料4,400万円の減額、農林水産業費、耕地費で県営事業負担金1,352万5,000円の減額、土木費、住宅費で宇和寺住宅団地5号棟建設工事費1,667万1,000円の減額などを計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ3,747万5,000円を追加し、一般会計予算総額39億8,830万5,000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。3番。

○3番（供利泰伸君） 16ページの目9の環境対策費ということで、原材料費で空港

茶花線及び空港前マニラヤシ50本支柱などといった予算を立てておられますが、最近は非常に空港とかあの辺を走っていますと非常にトックリヤシ、マニラヤシの植栽が立派にできていますと、与論も非常にきれいになったという実感を受けている一人ですが、この予算は今年だけの予算でなくて今後続けていかれる、たくさんは組めないと思うのですが、その年度年度なりに続けていく考え方はあるのか、伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これを契機に年々続けていきたいと思っています。実は、私たちも職員の中で、今後の与論町を考える会というのを若い方々がつくりまして、その第1回目の島をこうしたらしいのではないかという提案がありました。非常に私たちもみんな感銘を受けたのですが、その中にもやはり島づくりが1番大切だと。観光面もいろいろな面からみんなが納得する島づくりは、やはり植栽、きれいにすること以外にないと出まして、みんな賛成して、感銘を受けたのですが、続けていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 今回は本当にどういうことかちょっと分かりませんが、非常にきれいになっていますし、また今の地主が地権者の方が続けてやっても土地の提供が得られそうな気がするのです。1回こういうチャンスを掴んでしまったらこれを是非とも周りの方にも、となりの地権者にもお願いして、これをできれば毎年続けていけるようにしたら、もっときれいな島ができるのではないかと思っています。

それと、あと1点だけお願いします。29ページの目10です、原材料費で総合グラウンド夜間照明整備とありますが、夜間照明は電球が1つでも2つでも切れるとソフトボールとかいろいろな球技をしますと、非常に遠近感がなくなるのです。スポーツクラブに指定管理とかにお願いする前に総合グラウンドの電球、いろいろな施設の電球とかの整備は早めにきちんとしたほうがいいのではないかと思ってこういう発言しているのですが、どうですか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。おっしゃるとおりで指定管理に移行する前に、修繕箇所等を全部点検しましてちゃんとしたものをおあげして、立派な管理を任せたいということで、そのための予算計上です。ちなみに人件費が94万4,000円、原材料が50万円ということで、これは全部照明関係の修繕費です。

○議長（町田末吉君） いいですか、9番。

○9番（野口靖夫君） 先ほど教育長を大変誉め奉ったわけですが、私が今から質問す

ることの1点だけは信用できないので質問させていただきます。この28ページの砂美地来館前の総合グラウンド前の駐車場ね、あそこの照明が非常に問題だということで、今回補正予算を計上してあります。これに対しては、非常に感謝申し上げたいと思うのですが、私は本当に付けるのかどうかということを再確認しておかないと信用できないという結論に達しまして、どういうふうな格好でどこに照明施設を付けるものなのか、そこを確認させていただきたい。図面があるならば、その図面を見せていただきたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これまで何度も何度も御指摘いただきまして、私たちも付けたのですが、何しろ照明の量が不足して、まだまだ暗いという御指摘を受けまして、今うちの局長のほうで、しっかりそこを対応するように頑張っています。あの追加は彼のほうから説明させます。

○議長（町田末吉君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 本当に野口議員さんにはいろいろと大変な思いをさせてすみません。過去2回ともこの議場も立派な照明を付けるということでお約束をしながら、現場との調整の関係でちっちゃな小規模な明かりで今までできていますが、今回だけは本当に電気の専門家を伴って照度検査とかいろいろな面で確認作業が120万円近い、大きな財政も苦しめながら大きな予算を捻出していただきました。図面は大変すみませんが、手書きの図面です。これまで、説明しますとグラウンド側の既存の照明塔の1番上から昔取り外した大きな明るい照明を2個、サーチライトみたいな感じで2個、広場に向かって付けます。それからまた、砂美地来館に上がって行くカーブの所、そこにナトリウム、専門用語では大変難しいですが、エバーライトモールライト140ということで、これを2基付けます。今、総合グラウンドに付いている小規模なライトは外しまして、砂美地来館の壁から砂美地来館の周りを付けまして、今回だけは本当にこうこうと明るく毛穴まで分かるような照明になっています。御期待ください。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） よし分かった。そのようにやっていただきたいのです。私のためにやるのではなくして、この与論町民が望んでいることなのです。私のためだったらそれくらい自分で付けます。それが1点、もう1つは、これだけの予算を可決します。恐らくみんな賛成かと思います。賛成した以上は、通過した以上はどう実行するかということなのです。実行ということはどう早くするかということなのです。例えば、あの多目的運動広場の運動場、あのゲートボール場の入り口のさとうきび畑を駐車場をつくるために用地買収したわけです。それを4月に可決したので

す、用地買収は。4月に用地買収の予算を計上して、議会で議決して、それから今できてないですよ。町民体育大会やいろいろなイベントが町で開催されるたびに、もう道路いっぱい車が停まっている。ああゆうことがあってはいけない。用地買収したり、あるいは予算可決したわけだから、即実行。そうしたら、すぐ使う人はそれだけ利便性が向上するのです。そこに置いといてですよ、予算執行しないで、年度末になったから慌ててバタバタするようでは、予算を何のために3月に可決したかということになるのです。だから今のこの照明施設も予算を満場一致で可決してあげるから早急に整備して、これから町民が事故のないようにするのが行政、執行部の責任であると私は思う。それに対してもう1回、今度は執行するのは町長ですから、町長どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりで、手を挙げているのですから、すぐやらんといけないですが、例の2月の問題でですね、先回りするのと後回しするのか、それこそ慌てていたものですから、ちょっと遅れています。早急に完成するようにしたいと思います。

○議長（町田末吉君） いいですか。11番。

○11番（大田英勝君） 12ページなのですが、役場庁舎外壁修繕料というのが計上されていますが、具体的に修繕の中身を少し詳しく説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件は、役場の塗装関係でございましたが、2月の行事がキャンセルになりました、今検討中ですが、一応、もう印刷したところでございましたので、そのまま計上したところでございました。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） はい、分かりました。それでは、20ページ、沖縄復帰40周年記念事業旅費補助が30万円計上されていますが、これは来年の5月が40年だと思うのですが、40周年の事前の打ち合わせか何かという意味ですかね。来年が40周年ですよね。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） この予算は、観光の打開策になればということで、来年を見越して予算を計上してございます。実は、今実行委員会を立ち上げまして、来年度のこの節目の年を沖縄が復帰をする前に再南端の島ということで与論は観光を打ってまいりましたので、そういうのを各方面にPRも兼ねて、我々の与論町の実行は、委員会の案がまとったらそういうのを発注したりして、いろいろな方面に投げかけていくための十分な予算です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） それでは、成果を期待します。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 21ページ、ガードレール等の修繕で200万円出ておりますが、ガードレールの場所、地区によっては今普段に行われているような白いペンキの幅の広いガードレールではなくて、ワイヤーガードとかその地区の地形に、景観に沿ったような整備を執り行っていたければ景観の面からも大変いいのではないかと思いますが、その点についての見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） それでは、お答えいたしたいと思います。ガードレールには2種類ございまして、非常に塩害に強いガードレールと、一般的なものがあるのですが、例えば昇竜橋付近のところにあるのは、灰色のガードレールございますね。あれは、亜鉛びきでございまして、強度が非常にあるのですが、お金がかかると。今回、計上してありますのは、先ほどもあったのですが、この2月の構想もあったのですが、主にヨロンマラソンのコースを重点的にサビが入りまして、非常に景観上悪いところがございますので、そちらのほうのガードレールをグレー、または白色のレールに取り換えをしたいと思います。

それから、コンクリートにつきましては、構造物用のガードレールを取り入れているところには、コンクリートをハツリまして、さらにコンクリートを打つ関係で一括して現材料で計上してございます。それから、景観的に、たぶん擬木のことをおっしゃられてるのではないかなと思いますけど、擬木はガードレール的な機能を持たせていないということで、道路には直接車道の安全柵としては、認められてませんので、歩道とかでしたらあるのですが。といいますのは、ぶつかったときに柔軟性がない関係で、むしろ車両の方が衝撃を受けるということで、擬木なんかの場合は、道路の路肩のショックアブソーバー的な機能がないことから擬木は考えておりません。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今、私が想定して申し上げているのは擬木ではなくて、以前観光ホテルの前とかにあったワイヤー式のガードレールです。これは、以前から指摘があり、議会でも論じてまいった点ですが、今幅広のガードレールですと、例えば昇竜橋の辺りでもほかの海岸線でも、この幅によって向こうに見える景観が非常に遮られるのです。ワイヤーであれば向こうの景観が遮られなくて自分たちに入ってくるというそういうことでありますので、特にマラソンコース等のような場合に

は、マラソンコースにおいては、景観がひとつの売りになっているので、今後新しく補修をし、設置をされるというところにおいては、景観と相談しながらそういう方面も取り入れていただけないかということです。よろしいですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後、ガードレールの敷設をするときには、できるだけ景観をということで、今までやってきたつもりですが、予算の都合で、いろいろとありますて、できなかつたところが大分あるのですが、そうしたいと思います。なお、今回の件については、今申し上げましたとおり、傷んでいるところをもとにちゃんとするということが基本なものですから、前のものをそのまま取り替えるという形しかできないということで、こういうことになっているのです。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 次にまいります。24ページ。特別支援教育の支援員の研修旅費が出ていますが、この研修の概要についてお伺いいたします。特別支援教育については、支援員もお願いいたしまして、やっているのですが、これは4万5,000円では小額の旅費ですが、その内容をお伺いしてからまた再度質問させていただきます。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。現在、与論高校の方に大島養護学校の訪問教育の方で2名頑張っていらっしゃいますが、町の方から支援員として1人常駐で頑張っていらっしゃっています。今回2月に修学旅行ということで、本校の大島特別支援学校の方にこの2名の生徒が行くのですけど、はやり先生の1人ではおぼつかないということで、支援員の方も一緒に行って、また研修を兼ねるということで往復の船運賃の最低限の旅費です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 分かりました。先だって総務厚生委員会の方で、特別支援教育を核とした地域福祉の関連で意見交換会をしたときに、高校の森先生からお話をあったのは、先生が1人と支援員がお1人で今対応しているのだが、いろいろな教科、いろいろな場合があったときに、補助員が少ないというようなお話をされていました。そのお話を受けて私が再度、森先生の方にどういう状況でどうかとお伺いをしたら、今のところはやろうと思えばできる体制であると思っていると。というのは、午後は秀和苑の方で就労的なことで対応していただいているということもあって、私どものほうは何とかこなしていくと。十分ではないのです。だけども、大変なのは与論小学校の2人の医療行為をサポートする面が大変だということがあります。そのあと、与論小学校の校長先生のほうにどういう状況でどうかとお伺い

をいたしましたら、保護者の方がお見えになってするということについては、保護者のいろんな状況があるので、決まった時間、子供が要求するような時間に対応するというのが、非常に大変であると。そういうことで、教育委員会のほうにも配慮をいただきて、今、与論病院のほうに働きかけをされてる段階であるということをお伺いいたしました。この支援員の体制というのは、今、配置をされているその体制に、もう少し私たちが気配りをして、いろんな側面からの対応というのを考えていかなければいけない問題だなと感じたところですが、併せて与論小学校の医療的な支援ということについては、どうなっておられるのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 御指摘のとおりいろいろな方策を考えて見てるのですが、担当医のほうからはそのことは大丈夫だということを沖縄でも、それから与論病院でも言っておられます。しかし、鹿児島県の一つの方向としては、やはり看護師の資格を持っている方で、担当医との連携のもとで、それは可能であるが、やはり医療行為になるので、そのことは今のところ県としてはさせてないと、大島養護学校の場合でも、看護師さんのはうでその行為をしているということがありまして、町単独でそれをしたときに万が一のことがあつたら、どうにも対応できないという現状の中で、その特別支援員に看護資格を持った方をということで、いろいろ当たつてみたのですが、なかなか賃金の面、時間的な面、それからその方の医療技術が低下するということ等で、なかなか雇えない、お願いできないという現段階です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 現段階は分かりましたが、その現段階をどうしようかというのがこれから課題だと思いますので、そういうことについては、私ども議会のほうとしても積極的に取り組まなければならぬ課題だと思います。もし、当局のほうで、今、教育長からお話をありましたように、取り組んでみたが、現段階で頭打ちでストップだというようなときには、それはお互いが一つの課題として、どうすればそれを乗り越えていけるか、お互いが知恵を出すという方向に私どもは向かっていく必要があろうかと、感じたところです。今後ともお互いに協力しあって、そういうところをきちんと対応をして、現実に困っている方々、または子供たちの将来のために私どもは汗をかきたいと、つくづく思ったところです。

以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 町長、今、与論町で非常に重要な問題が起きております。と申しますのは、妊婦さんを沖縄に搬送しようとしたら、沖縄県のほうから、もういつ

ぱいだから沖縄県には搬送しないでくれと、できるだけ鹿児島県で処理してくれというような問題が起きてきています。それでこの間、与論病院から鹿児島のほうに搬送したということが1件起っています。ヘリコプターで途中、奄美空港で降りて、乗り継ぎをして搬送したという関係で、非常に時間がかかる大変だったということが現実の問題として起っています。というのは、それだけ本町には産婦人科が全くないわけです。そして、沖縄本島において県外の産婦さんはあまり受けないでくれ、そうしないと沖縄県内の離島の処理も県本土のほうも対応しづらいと、そういう通達が来ている。そうした場合に、町長、15ページにもありますように、我々は母子保健事業費ということで、あらゆる子育て支援、出産支援に関する助成措置をしてきています。してきても、万が一そういうことが起きたら、今現在起きてきているわけですが、何のためにしたのか意味が分からなくなる。だからこれは早急に何かの手を打たなければ、本町の妊婦さんにとっても安心して出産できないのではないかと思うのです。これは重大なことですので、今どのような対応をしておられるのか、その辺をお聞きしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの問題は、ちょうど私が出張で出ようというときに、自衛隊のヘリコプターが来たものですからどういうことかと聞いたところ、急患で奄美のほうに搬送すると。それで、奄美から乗り継いで鹿児島へ搬送しないといけないのだけれども、奄美まではこちらのほうで送ってから、鹿児島へは、国分のほうから自衛隊が来て搬送するということでした。どういうことかと聞いたところ、結局、沖縄は未熟児の保育器が満杯で無いということで、鹿児島のほうにしか送れないことになったということなのです。その問題については、保育器が非常に施設とか技術とか大変なものがあるらしいので、簡単に病院でできるようではないということで、奄美にも、沖縄にもお願いしたいとは思いますが、奄美の大島病院あたりにその施設をお願いできないかということは言わないといけない。私もちょうど行ったものですから、町村長会長にはその話をしているのです。是非、陳情しないといけないと申し上げたのですが、ただ高いと聞いただけで、どういう内容のものかは、まだ調べてないのですが、こういうところだと、いろいろな先生が當時いらっしゃらない分、設備だけはやる必要があるのではないかとも考えていますので、調べて検討をしてみたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私は町長を責めるわけではありません。これは現実問題として早急に対応しなければならない問題だからこそ申し上げているのです。ただ、あなたはどう考えておられますかということだけ申し上げたら失礼ですので、私の対

案を申し上げます。何のために市町村長会や奄美群島市町村会、議長会があるのかということです。私は、特に徳之島、沖縄にある与論というの急患が発生した場合には、鹿児島の市立病院にドクターヘリで運ぶということは、不可能な状態なのです。奄美群島、北奄美から上の方だったら別に問題はないかもしれません、特に徳之島、沖永良部、与論というものは、市町村長が団結して市町村長会議の中で県に好かれるのですよ、県に助けてくれと。町長は生命・財産守るのも町長の責務ですから、それをしつこく打ち合わせして市町村長の会長に言うぐらいではだめなのです。市町村長会の中で徳之島、沖永良部、与論の町長が一致団結して声を出して県あるいは国に訴えることです。そうじゃないと前に進みませんよ。ものごとが起きてから大変失礼しました、手遅れで申し訳ございませんと済まされる問題ではないです。先ほどは、妊婦のことを申し上げましたが、これはほかのことでもそうなのです。急患が発生した場合には、沖縄にお願いするしかない。こういうときこそ市町村長会の役割。奄美はひとつだと言いながら、奄美のことを何も知らないのが奄美の人々だと思っていました。だから、特に沖永良部、徳之島、与論は沖縄との交流事業を市町村長会で進めて、そして自衛隊との関係も進めて、そして政治的に。それがあなたの仕事ですから。今のうちにしないと問題が起きてからはもう遅いですよ。

もう1点は出産支援金を出すのであるならば、前もってもう一度出さないといけないのです。もし、与論町の懐はあれでも。例えば病院がいっぱいだと、受けてくれるなと言って、鹿児島のほうに回してくれと言っているのだから。鹿児島県の特に与論のほうは受けてくれるなど。病院が満室で対処しきれなくて大変だからということで、鹿児島で処理してくれと言われてきたわけですよね。そうなった場合には、前もって一時期入院させるしかないです。市町村長会で取り上げて問題が解決するまでは、与論町独自でものごとを考えるようにしなければ禍根を残すのではないかと、大変だったということが起こるのではないかと思っているのです。だから一つは市町村長会をいかに動かすか、もう1点は与論町独自の出産支援関係をどう対処、構築していくかということを考えなければならぬと思うのですが、どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の出産支援の問題については、与論から始めて県が今ちょうど理解していただいて、最初は船でということだったのですが、今はもう飛行機の運賃ということになってるのですが、ただその搬送される方々が沖縄で全部受け入れられるかどうかというのは、今回の場合は特に未熟児という特殊な事情があっての問題だったのですが、今後その他の問題でも起こりうる可能性はあるのです。それともう1つは、今の浦添病院でやっている北部だけのドクターヘリについては非

常に問題があつて、大変なパニック状態になっているということで、沖縄県だけではなくて、沖縄県以外のところまでやるのはおかしいという声が相当強くなってきたのです。そういうことに対して、既に県にはもう1機お願いをしてありますが、浦添はヘリコプターから病院へ行くまでがまた時間がかかるのです。浦添病院の上に降りるのではなくて、違う場所に降りるものですから、それであれば南部のほうにやって、すぐ病院の下まで行けるように南部につくることができないのかと。また北部だってそうではないかと、北部の一帯の方々でも、ヘリコプターから降りてから行く時間が相当かかるものですから、それよりかは南部にパツと搬送してて、あるいは中部まで搬送して、そのまま降ろしたほうがより速いのではないかということで、中部か南部のほうに北部用にもう1機、また北部とこっちの用のあるができるようにということで、既に北部の12市町村の村長さんとはその方向で進めようではないかと話し合いをしています。それに対して鹿児島県も協力するということで、県のほうには、是非その時は協力してくれと、沖縄のほうから出てくるはずですからということで、申し上げてあります。そういうことも考えて、ただ出産だけじゃなくて、いろいろな面の問題も合わせた形で独自でやっていきたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 町長、私が申し上げているのは、妊婦さんの問題、あるいは今言われた急患の問題ですね。これはもう時間がないです。だから向こうからなんだかんだ言ってくるのではなくて、その現実のものとして処理しなくてはならないのです。今日の問題として。そのためには、皆さんの市町村長という立場で、特に沖永良部、徳之島3町の町長とタイアップして強烈な政治活動をしないと前には進まないですよということを申し上げているのです。川上副町長はよく御存じかと思いますが、沖縄から飛行機が飛ぶときに、当時南西航空の飛行機が与論島には飛ばないと言ったとき、与論のことだから関係ない、会社が赤字だから飛ばすわけにはいかないだろうと、鹿児島県はそう言ったのです。鹿児島県の当時の企画部の副部長の迫田という人が言ったのです。そしたら、我々は鹿児島県を飛び越えて国に川上副町長と一緒に2人で行って、飛ばすようにしたのですよ、継続したのです。当時の運輸大臣の亀井静さんを動かして。もう・・ですよ。早速にすぐなりました。あれが停止になってから、後で復活しようとしてもできないですよ。そこの法務局も停止になってからは、もうだれも行く人いません。だからそういうときこそ、言わないと。大島郡の市町村長会の中でその法務局の問題はあまり出てないと思うのですよ。私は新聞をずっと見てますけど、だからこそ、そういうときにその会があるのだから、それを使う。そういうことを申し上げているのです。

どうしても、時間がかかりますから、それまでに我々与論町としては独自の出産支援というのを考えなければならないのではないかということを申し上げているのです。だから、のんびりして待つわけにはいかない。我々はもう今日のこととして、動かなくてはなりませんよということを申し上げています。これから市町村長会というのは何回もあります。向こうで議長会もあります。よっしちゅうあるわけだから、そういうときに町長におかれでは、与論町の長として是非そういうことを口すっぱく、これは与論のことだけではないですよということで、やらないと動かない前には進まないですよということを申し上げているのです。是非、ひとつ念頭におかれて奮闘していただきたい。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第51号 平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（町田末吉君） 日程第14、議案第51号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第51号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは歳入で国庫支出金539万6,000円、支払基金交付金559万8,000円、県支出金241万2,000円、一般会計繰入金4,982万6,000円をそれぞれ増額し、介護保険料341万2,000円、基金繰入金4,115万9,000円をそれぞれ減額計上しています。

歳出では、保険給付費1,866万1,000円を増額計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第15、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田中満良氏が、平成23年12月31日で、任期満了になりましたので、引き続き当委員会委員に選任いたたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数。全員です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第16 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第16、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の永野展秀氏が平成23年12月31日で、任期満了になりましたので、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数。全員です。

したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第17 同意第5号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（町田末吉君） 日程第17、同意第5号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を、議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第5号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を

申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、山元宗氏が平成23年12月31日をもって、教育委員の任期が満了になることから、同法第4条の規定に基づき、山元宗氏を教育委員として任命したいので、議会の同意を求める。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数。全員です。

したがって、同意第5号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第52号 与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動場広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について

○議長（町田末吉君） 日程第18、議案第52号、与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動場広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について議決を求める件を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求める。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第52号、与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動場広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

平成15年地方自治法の改正により、地方自治体の公の施設をより効率的、効果的に管理運営するために民間の能力を活用し、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が創設されました。本町では、平成17年度に与論町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び同条例施行規則を制定し、それに基づき平成18年度に各自治公民館、地域福祉センター及びサザンクロスセンターについて指定管理者制度を導入してきたところです。今般、与論町指定管理者制度導入等調査検討委員会において、当該各施設について全会一致で指定管理者制度導入が決定され、関係条例及び規則に基づき、指定管理者の公募を行いました。2件の応募を受けて、指定管理者選定委員会を開催し、選定基準に基づき指定管理者の候補者の選定作業を行ってまいりました。11月1日に第3回指定管理者選定委員会を開催し、応募者ヨロン島スポーツクラブからプレゼンテーションを受けヒアリングを実施した上で、第二次審査最終採決を行った結果、全会一致でヨロン島スポーツクラブを指定管理者の候補者とすることを決定し、本議会に議案として提出させていただきました。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。10番。

○10番（麓 才良君） 指定管理を進めるということについては、島の活性化につながるものもあり、大いに期待をするところです。ヨロン島スポーツクラブの活動については、日ごろからいろいろなところで見聞きをしているところです。

また、指定管理に向かっていろいろな形で整備を進めているということも聞き及んできていますが、再度改めてヨロン島スポーツクラブの組織の概要と運営の概要についてお伺いをしたいと思います。

それと、今後指定管理者を指定していく場合において、先ほどの説明では、自治法においては、必ずしも法人格を有しなくてもいいということでありましたが、今後このように雇用を伴うような指定管理者の指定においては、法人格を有するものを優先をしていくという方向性があってもいいのではないか、そういうことについても併せてお伺いをいたしたいと思います。

また、スポーツクラブについては、24年度に認定を受ける方向で進んでいると

いうことですが、現在どのような段階にきてているのかお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。

スポーツクラブの概要につきましては、先ほど別途A4の資料を配布させていただきました。その表裏を御参考願たいと思います。

24年度中にNPO法人化を目指すということですが、この作業は無事指定管理の指定を受けてから本格化して、加速度的に進めていこうということで、今具体的な進めの段階ではありませんが、とにかく指定管理の指定を受けるということに一生懸命頑張っていると認識しております。

[麓才良君「組織の概要と人間の概要を説明して」と呼ぶ]

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 運営は、お手元の資料には届いておりませんが、22年度の決算ベースで、実に1万3,565人の方がスポーツクラブ開催の教室に参加しているという実績がございます。平成23年10月3日現在のクラブ会員は610人だったと思うのですが。

○10番（麓才良君） 局長。御質疑をいただいているので、私たちは議決をしなくてはいけません。きちんとした形でこの相手先について、いただいている資料に沿って説明をしていただきたい。それをきちんと議事録に残していただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） お手元の資料に基づいて再度説明をさせていただきます。別途資料のA4を御覧になつていただけませんか。ヨロン島スポーツクラブですが、まず役職、職種ということで、会長。今の会長は与論町体育協会会長が兼ねていらっしゃいます。それから副会長。これも同じように与論町体育協会副会長がスポーツクラブの副会長を兼ねています。それから、クラブマネージャー。これは、ちゃんと資格を取ったクラブマネージャーが1人います。それからアシスタントマネージャー。これは正式に指定管理に移行した場合に、クラブマネージャーを補佐してやっていくということで、現在のところはB&G施設の資格を有している者がそれに当たります。それからまた、今お手元の資料のとおりですが、リーダーとしまして各施設のインストラクター等がいます。特に夏場ですが、プールの監視員ということで、また2人の御婦人にお願いして季節間限定のパートでプールの監視に当たっているところです。スポーツクラブの役員としましては、一応各連盟の理事長なり、会長さん方が理事ということで、クラブの組織に参画をしてもらっているところです。これが、クラブの組織の概要です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓才良君） 現在、B&G海洋センター等とか砂美地来館とかプール、そ

ういうところで採用されている職員等の待遇については、委託されたときには委託先のほうへいく方向で検討されているのかどうか確認をいたします。

○議長（町田末吉君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） あくまでもこれは指定になった場合のお話で、そのときにスタッフを考えるのはスポーツクラブのほうになるのですが、聞くところによりますと、今いるスタッフをいったん御破算にして、公募という形になるのですが、私どもの希望としましては、数年間あるいは数十年間の経験、知識もありますし、今いるスタッフをベースにまた新しく指定管理のほうに移行してほしいという願望は持っておりますが、あくまでも決定権は指定管理者になった場合のスポーツクラブのほうにスタッフの手当等はあると思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 基本的にはそういうところであります、これはその管理委託できた段階のことだろうと思いますが、今まで頑張ってこられた方々についても配慮があつていいのではないかと思うところです。

もう1つ海洋センター等については、運営においてB&Gのほうで、研修を受けた有資格者の方々が本町の職員にもおられます。これまで、そういう方々を中心にながら運営をされていますが、委託をした場合に、委託先とのそういう指導者等の連携はどのように話を進められておられるのかお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） おっしゃるとおりB&G施設につきましては、必ずB&Gが指示しますところの資格、試験、それを取得しないとB&Gのプール、あるいは艇庫の運営に携われないということで、兼ね日ごろスポーツクラブのほうが努力されまして、現在その資格を持っている者が2人ございまして、1人がアドバンス、またもう1人がアクアということで、将来スポーツクラブのほうが指定管理を受けたときにも有資格という面では支障はありません。ただ、将来的にせっかく町の職員もそういう資格を持っているということでありますので、指定管理に移行したとしても、町と全く関係がなくなるわけではありませんので、いろんな方面で連携とか協力体制は持っていく必要があろうかと思っています。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 2名おられるということですが、今現在、本町の職員で持つておられる方々には、先輩格としてのノウハウもあるわけでありますので、そういうところの連携も進めていただきたいという思いも込めながら、今話をしているところです。スポーツクラブについては、毎週のようにいろいろな行事活動について、私どもも目にしているのです。実際、私も犬小屋の大工選手権に参加をい

たしまして、見事準優勝を勝ち取った経験を持っています。その時参加者は2組しかありませんでしたが、今後この管理委託というのが、ひとつの本町の起爆剤となって、今後来るであろういろんなところへの波及効果を及ぼしていただくように、当事者であるヨロン島スポーツクラブはもちろんのこと、町としてもいろいろな面でサポートしていただきたいと思います。

また、今後の管理委託をする場合のNPO法人等への法人資格のある団体等への検討を十分に進めていただきたいと考えます。今回の場合は、指定を受けて法人格への手続きをするという、そういう段階ですが、できれば今後は、法人資格をきちんと整備して、そして委託をするというようなことで、進めていかれたらどうだろうかと思います。御存じのように、NPOのほうも法改正を進められて認定NPOというのが出てまいります。これについては、企業が寄附をした場合には、税金が控除されるということで、企業が寄附行為をしやすいという段階になってまいります。今後、私どもが島おこしを進めていく場合に、このNPO法人等がひとつの核になって、企業からの寄附を頂いて、この島おこしをしていくという、ひとつの大きな核になっていくのではないかと思います。今、産業等の再生については、現に企業等がサポートをしながら進めていますし、今後そういうことも念頭において、是非今後の委託管理においては、そういうことをきちんとしながら進めていくことを、併せて要請をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） この指定管理候補者について、私は何ら異論をはさむものではありませんが、私の経験上、初めてのことですので、2、3お聞きをしたり、また提案してみたいと思います。

この指定管理者制度の運用の意義については、今までいろいろとお話をされて、お分かりのとおり、施設運営の面でサービスの向上による利用者の利便性の向上と、それから経費の削減による地方公共団体の負担金減というのに大きな意義があると思います。

そこで、この計画書に、説明資料に載ってございます24年度の指定管理料提案額からいたしますと、どの程度の経費削減になるのか教えていただきたい。

○議長（町田末吉君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。22年度の各施設のトータルの決算ベースで申し上げますと、4,680万円ほど経費が上がっています。その中で工事請負のほうもありまして、その工事請負費額が224万円になっておりまして、この工事請負は毎年あるわけではありませんので、4,600万円から220

万円を差し引いた金額が4,455万円になります。この各施設の22年度の決算額が。それに対しまして、ヨロン島スポーツクラブさんからの提案が、24年度の年間分が3,970万円ということで、差し引きしますと485万4,000円のコスト削減になる勘定になります。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 大分削減されているようですが、この総務省自治行政局長の出した文書によりますと、この指定管理者制度については、単なる価格競争による入札とは異なる。ということは、午前中でも川村さんからいろいろ習ったのですが、昔、公共施設のプールで子供が事故を起こして、責任云々というのがあって、その背景には指定管理者の経費削減をしたと。あれはたしか、どこかの業者に丸投げをして管理をさせていたということがあったかと思います。やはりこういうことのないよう、あまりにも入札等について厳しい制限をするというのはどうかなと思いまして、そういうところも、今後はいろいろ考えていただきたいと思います。

それから、この指定の期間、ここには5年、24年度から29年度の5年間というふうに期間を切ってありますが、この5年間とした根拠は何か。

○議長（町田末吉君） 局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） これは、県内の指定管理を調べたのですが、ほとんどが5年間です。僕自身が考える理由としましては、2年、3年では、いくら頑張っても理想的な目標に近づけないということで5年というスパンを設けて、その間一生懸命努力して成果を出すという意味での5年間ではないかと理解しています。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。私はちょうどいい5年間ではないかなと思っていました。

それから、この指定管理を委託しますと、管理者の会計に使用料なりそういうお金が入るのです。それから、また交付金が出るわけです。そういうところで、こういう管理は、初めての試みですので、ここで定期的な収支報告なり、あるいは運営協議会などを設けて第三者である町民のチェック機関というのを設けてする必要はないのかと考えるわけですが、それとまた、町のほうでは密接な連携で、当然やられると思いますけれど、第三者による監査で、そういう体制も考えておくべきではないかと。この基本協定書に折り込んでいくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明します。当然、町のお金、交付金がいく

団体ですので、町の監査の対象には当然なると思います。その中であえて議員御指摘のとおり、とても大事なことですので、収支面だけではなくてサービス面、両面で本当に快適なサービスを提供してもらっているかどうかという意味での第三者のチェック体制も必要であると思いますので、是非前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございました。頑張ってください。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） この指定管理制度ができて約8年ぐらいになるのですかね。最初は公民館とかサザンクロス、福祉センター等がなって、それから大分時間が経過して、本当にこの制度の趣旨を十分検討し理解していく上において、これはある意味では、今回が本格的な指定管理者制度の移行といつてもいいようなものではないかと思いまして、是非とも制度の趣旨目的を達成できるように努力を重ねていってほしいと思うのですが、これ以外に今後、指定管理者制度に移行していくと考えている施設と、検討事項等は念頭にないのかどうか、その辺をお伺いしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今のところ、中央公民館も対象にできるのではないかと考えています。その後は、水道課とかいろいろありますが、水道については、どう変わつか分かりませんが、私個人としては町でせざるを得ないのではないかという思いをしています。このことは、各担当課がいろいろと相談をして、決めていくわけで、私がそう思っているからそれをやるということではなくて、私個人としては水道課も対象にはなると考えておりますけれど、与論町の場合の特殊事情から、無理じゃないかという考え方をしています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 事業によって、直営でなければできないもの、あるいは民間に委託してできるものと検討を深めなければならないものもあるかと思いますけれど、この趣旨の大きな目的は、端的に言うならば民間活動と行政コストの削減というものが大きなものだと思います。特に本町の場合は、川上副町長が南海日日新聞の副町長就任のインタビューの中にもありましたように、経常経費が非常に高いということが1番大きな問題だと思うのです。そういう観点からいろいろな外郭の施設がありますが、例えば清掃センターとかリサイクルセンターとかほかにも図書館、保

育園等いろいろな外郭の施設がありますが、検討の余地する部分は十分あるのかと思います。限られた町内の中で、仕事がこれからも厳しいと行政の予算は、財政はさらに厳しくなってくるという状況の中において、民間の中にも仕事をつくっていくという意味からも行政コストを削減していくという観点からも、もっと深く検討する必要があるのではないかと思うのです。ところによりましては、行政のコスト削減をするために第二役場のようなものをつくって、そこに行政の仕事を委託してやるというようなところもあります。あるいはまた、姫島みたいにやっているところもありますように、そういう観点からも可能な限り一つずつできないのか、各施設、事業ごとに検討を加えていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 大変失礼しました。私は中央公民館だけを申し上げてしまって、たくさん考えはあるのです。堆肥センター、それから給食センター、図書館、中央公民館、方向性としては指定管理のほうにやっていきたいということで、順次、体制を整えていきたいと思っています。特に堆肥センターなどは本当は早いうちにという思いがあったのですが、実際やってみるといろいろな問題がございまして、ある程度、事業の集約をしてからでないとできないこともあります、それと決算の仕方が単式簿記の行政簿記ではなくて複式簿記も交えた形で、今最初からその方式両方を併用してやっているのですが、運営委員会に将来は指定管理者のほうにやるという前提で、複式簿記もやるということで、初年度から複式簿記をやって運営委員会でも検討をずっとやってきているのですが、できるだけやりたいということで進めています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非、事業ごとに検討を加えて進めていただきたいと思います。どうしても直営でなければできないものもあるかと思いますが、どうしても役場というものは硬直的な行政というものがあります、極端な言い方をすれば事業によつては金もうけをしてはいけないなどがありますので、ある意味では、これに民間の経営感覚を取り入れてうまく循環させていくという観点もあるかと思いますので、是非とも、事業ごとに検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（町田末吉君） いいですか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動場広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について議決を求める件を、採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動場広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について議決を求める件は、可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第53号 奄美自治会館管理組合の解散について

○議長（町田末吉君） 日程第19、議案第53号、奄美自治会館管理組合の解散についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第53号、奄美自治会館管理組合の解散について提案理由を説明申し上げます。

平成24年4月1日に奄美群島広域事務組合との統合により、奄美自治会館管理組合を解散することについて協議したいので、地方自治法第288条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、奄美自治会館管理組合の解散についてを、採決します。お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、奄美自治会館管理組合の解散については、可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約変更について

○議長（町田末吉君） 日程第20、議案第54号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第54号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について提案理由を説明申し上げます。

奄美自治会館管理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを、採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第55号 奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について

○議長（町田末吉君） 日程第21、議案第55号、奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分についてを、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第55号、奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について提案理由を説明申し上げます。

平成24年4月1日に、奄美群島広域事務組合との統合により、奄美自治会館管理組合を解散することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分についてを、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月15日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げる開くことにします。定刻までに御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時32分

平成 23 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 23 年 1 月 15 日

平成23年第4回与論町議会定例会会議録
平成23年12月15日（木曜日）午後3時49分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 陳情第18号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書（総務厚生常任委員長報告）
第2 陳情第15号 西賀補呂農道舗装に関する陳情（文教経済常任委員会報告）
第3 陳情第17号 与論町家畜市場繁留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情書
第4 陳情第19号 瀬呂加線農道1号の舗装について
第5 発議第13号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について
（麓才良議員ほか3人提出）
第6 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（11人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 川村武俊君 | 2番 林 隆寿君 |
| 3番 供利泰伸君 | 4番 福地元一郎君 |
| 6番 本畠敏雄君 | 7番 坂元克英君 |
| 8番 喜村政吉君 | 9番 野口靖夫君 |
| 10番 麓才良君 | 11番 大田英勝君 |
| 12番 町田末吉君 | |

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

- | | |
|--------------------|--------------|
| 町長 南政吾君 | 副町長 川上政雄君 |
| 教育長 田中國重君 | 総務企画課長 元井勝彦君 |
| 会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君 | 税務課長 猿渡ケイ子君 |
| 税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君 | 町民福祉課長 沖野一雄君 |
| 環境課長 福地範正君 | 産業振興課長 鬼塚寿文君 |
| 商工観光課長 久留満博君 | 建設課長 高田豊繁君 |
| 教委事務局長 野田俊成君 | 水道課長 池田直也君 |

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係 長朝岡芳正君

開議 午後3時49分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 全員おそろいです。

最終本会議になりました。よろしくお願ひします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情第18号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

○議長（町田末吉君） 日程第1、陳情第18号「郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」を議題とします。総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第18号「郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、金曜日に第1委員会室において、全委員出席のもと開催いたしました。

この陳情は、平成19年10月の郵政民営化から4年が経過し、様々な懸念が現実的な問題として現れていることから郵政改革法案の早期成立を求めるものであります。

ユニバーサルサービス（全国一律）の義務付けや、各事業一人の職員が全て一体的に担当できるようにするための4分社化体制の見直しなど改革の必要性が求められることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第18号「郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第18号「郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」を、採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第18号「郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 陳情第15号 西賀補呂農道舗装に関する陳情

日程第3 陳情第17号 与論町家畜市場繫留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情書

日程第4 陳情第19号 瀬呂加線農道1号の舗装について

○議長（町田末吉君） 日程第2、陳情第15号「西賀補呂農道舗装に関する陳情」から日程第4、陳情第19号「瀬呂加線農道1号の舗装について」までの3件を、一括して議題とします。文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第15号「西賀補呂農道舗装に関する陳情」、陳情第17号「与論町家畜市場繫留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情書」、陳情第19号「瀬呂加線農道1号の舗装について」について、審査の経過と結果の報告を申し上げます。

本委員会は、12月12日（月）に全委員出席のもと、産業振興課長、奄美農業協同組合与論事業本部営農販売課長に参与を求め、陳情箇所の現地調査や説明を受け、その趣旨や実態を確認して、慎重に審査いたしました。

まず、陳情第15号について申し上げます。

陳情にも記載されておりますが、この農道は、さとうきび運搬大型トラック等の交通量が多いことや、農道の先に大きなため池があるため、農業用水を利用する車が頻繁に行き来するなど、重要な基幹農道になっております。舗装されていない上に低地でもあるため水はけが悪く、普段から水たまりがでてきていて、交通に支障を来していることから、舗装の必要性があると認められるものであります。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第17号について申し上げます。

本町において肉用牛の生産は、台風の影響を受けにくい産業として近年飛躍的に飼養頭数を伸ばしており、今後とも基幹産業として大きく発展することが予想されます。

現在、地域振興推進事業により平成23年度から24年度にかけ、家畜市場繫留施設の建設が進められているところでありますが、これを機に、平成24年度事業で、子牛の引き出しが容易にできる誘導レールを繫留所内に広く設置して、その利便性を高めようとの計画がなされています。この陳情は、機材設置に係る費用の

一部を助成してもらいたいという要望のものであります。高齢化の進行により、子牛の引き出しが困難な農家が増えていることやせり市の高能率処理の観点からこの機会に早急に対処・検討する必要があると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情第19号について申し上げます。

この瀬呂加農道1号線は、県営畑総第2那間地区の事業によって造成された農道であります。舗装対象外とされた箇所であります。現地調査の結果、コーラル等で補修はされておりますが、本線は交通の要衝でもあり、農業の振興や地域住民の生活に欠かせない主要道路としての役割を担っております。降雨時には水たまりができる、日常的に利用しづらい状況にあるとのことであります。その実情にかんがみ、利便性向上の点からも対策が求められているところであります。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第15号「西賀補呂農道舗装に関する陳情」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号「西賀補呂農道舗装に関する陳情」を、採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号「西賀補呂農道舗装に関する陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第17号「与論町家畜市場繫留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情書」について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第17号「与論町家畜市場繫留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情書」を、採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第17号「与論町家畜市場繫留施設更新事業への誘導レールの導入に関する陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第19号「瀬呂加線農道1号の舗装について」を、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第19号「瀬呂加線農道1号の舗装について」を、採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第19号「瀬呂加線農道1号の舗装について」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 発議第13号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第5、発議第13号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について」を、議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第13号、提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく喜村政吉、同じく福地元一郎。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書について、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・貯金・保険の郵政三事業が民営・分社化されてから4年が経過し、様々な懸念が現実的問題として現れている。

また、ユニバーサルサービス（全国一律）の義務付けや、各事業一人の職員が全て一体的に担当できるようにするための4分社化体制の見直しなど、改革の必要性が認められる。

以上のことから、郵政改革法案の早期成立を求めるため関係行政庁に意見を提出しようとするものであります。

意見書の案について申し上げます。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書。

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に離島の当与論町においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱いを依頼できない、郵便局への郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」をうたう法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。当町においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月、郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、先の通常国会といまだ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4,000郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、更に地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日、与論町議会議長、町田末吉。

衆議院議長、横路孝弘殿。参議院議長、平田健二殿。内閣総理大臣、野田佳彦殿。総務大臣、川端達夫殿。郵政改革担当大臣、自見庄三郎殿。

以上です。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第13号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

○議長（町田末吉君） 日程第6、閉会中の継続審査・調査についてを、議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営委員会の各委員長からお手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出があり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 川村武俊

与論町議会議員 麓才良